

表紙のイラスト

とちぎ障害者プラン 21 (2021~2023) の表紙は、栃木県那珂川町にある認定特定非営利活動法人もうひとつの美術館が監修し、イラスト：飯山太陽さん、デザイン：梶原良成さんによって作られました。

イラストを作成した飯山太陽さんの言葉です。

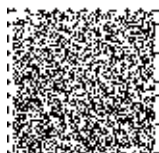
『僕には専門的な美術の知識が全くありません。自分が楽しいと思える気持ちに身を任せ作品作りをしています。それは、時間をかけ頭の中で撮り溜めた想像で作る作品、描いている時の「気持ち」をそのまま描き写す作品、逆に気持ちを無にして、「音」や「匂い」「感触」を感じながら突発的に作る作品など、様々な方法で作品を描いています。

僕は障害を持っています。文字があまり読めなかったり、記憶が弱かったりで、昔から落とし物・なくし物名人でした。中学から支援学級に入ったのですが、「障害」と言う肩書きがついたことによって辛い経験をしたこともありました。文字が読めず、短期記憶が弱い「僕」は生まれた時から何も変わっていないのに「障害」と言う肩書きがつくと見る目が変わってしまうのかなと中学生ながら切なく感じていました。

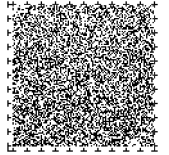
せっかく「障害」と言う肩書きを背負って生まれてきたのだから、胸を張って生きようと思いました。そして僕にしか作れない作品、音楽をありのままに表現し、「自分らしさ」を発信していこうと思いました。』

近年、障害者の優れた芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動がなされています。

栃木県は、障害者の芸術・文化活動を通じて障害者の社会参加を促進するとともに、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害の有無にかかわらず共に支え合う「共生社会」の実現を目指します。



県民の皆様へ



本県では、障害の有無に関わらず県民誰もが共に支え合う「共生社会」の実現に向け、平成 27 (2015) 年 3 月に策定した「とちぎ障害者プラン 21 (2015～2020)」に基づき、「障害者の自立と社会参加」を基本目標として、各種施策を推進して参りました。

この間、障害者差別解消法の施行 (平成 28 (2016) 年) をはじめとして、発達障害者支援法の改正 (平成 28 (2016) 年) や障害者雇用促進法の改正 (令和 2 (2020) 年) などの法整備が進められるとともに、世界に目を向けると、平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための目標 (SDGs)」が全会一致で採択され、先進国、開発途上国を問わず

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進していくこととなったことなど、障害者を取り巻く環境は社会全体を通して大きく変化しております。

県では、こうした環境の変化を踏まえ、障害者施策のさらなる充実を図るため、本年 4 月からスタートする新たな 3 か年計画として、「とちぎ障害者プラン 21 (2021～2023)」を策定いたしました。

この計画では、現行計画の基本目標である「障害者の自立と社会参加」を継承しつつ、近年の障害者施策の潮流の変化に対応した諸制度の変革などを踏まえ、「とちぎで安全に安心して暮らすために」、「とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために」、「共に生きるとちぎをつくるために」の 3 つを施策の柱として、各種施策に取り組むこととしました。

まず、とちぎで安全に安心して暮らすため、保健医療体制の充実や ICT を活用した情報コミュニケーション支援をはじめ、人にやさしいまちづくりの推進やくらしの安全・安心の確保など、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことのできる地域づくりを目指して参ります。

次に、とちぎで自分らしく、いきいきと生活するため、相談支援体制や障害福祉サービス等の充実を図るとともに、自己実現や生きがいにつながる教育機会の確保、就労支援の充実や文化芸術・レクリエーション活動の推進、令和 4 (2022) 年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会 (いちご一会とちぎ大会) を契機とした障害者スポーツの推進を図って参ります。

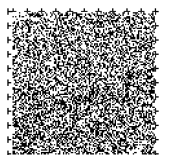
さらに、共に生きるとちぎをつくるため、共生社会の基盤である障害及び障害者に対する理解の促進や差別解消の推進に取り組んで参ります。

これらの取組を通じまして、「共生社会」の実現に向け、市町並びに福祉関係者や障害者団体と連携しながら、本県の障害者施策の一層の充実を図って参りますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました栃木県障害者施策推進審議会の委員の皆様をはじめ、障害のある方の生活実態調査に御協力をいただいた方々など、多くの県民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 (2021) 年 3 月

栃木県知事 福田 富一



目次

第1部 総論

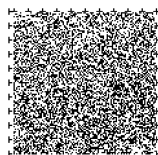
I	計画策定の趣旨	1
II	障害者を取り巻く現状と課題	1
1	栃木県における障害者の現状	1
2	障害者を取り巻く課題	6
III	計画の概要	8
1	計画の性格	8
2	計画の期間	8
3	計画の基本目標	8
4	施策の基本的方向	8
5	施策体系	10
6	障害保健福祉圏域の設定	11

第2部 各論

I	とちぎで安全に安心して暮らすために	12
1	安全・安心な生活環境の整備	12
2	情報アクセシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実	12
3	防災・防犯等の推進	13
4	保健・医療の推進	14
II	とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために	16
1	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	16
2	行政等における配慮の充実	20
3	雇用・就業及び経済的自立の支援	20
4	教育の振興	21
5	文化芸術・レクリエーション活動の推進	22
6	全国障害者スポーツ大会をはじめとした障害者スポーツの推進	23
III	共に生きるとちぎをつくるために	25
1	障害及び障害者に対する理解の促進	25
2	障害者差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止	25
3	地域福祉活動の充実	26
4	SDGs(持続可能な開発目標)の取組	27

資料編

I	計画策定の経過	28
II	栃木県障害者施策推進審議会委員名簿	28
III	栃木県障害のある方の生活実態調査結果概要	29
IV	用語解説	35



第1部 総論

I 計画策定の趣旨

本県では、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56(1981)年の国際障害者年を契機として、本県における障害者福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和58(1983)年1月に「障害者福祉に関する長期計画」を策定し、以来、平成27(2015)年3月の「とちぎ障害者プラン21(2015～2020)」まで、6つの障害者基本計画を策定してきました。

その後、障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法・障害者雇用促進法・社会福祉法の改正、国連におけるSDGs(持続可能な開発目標)の採択など、障害者を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

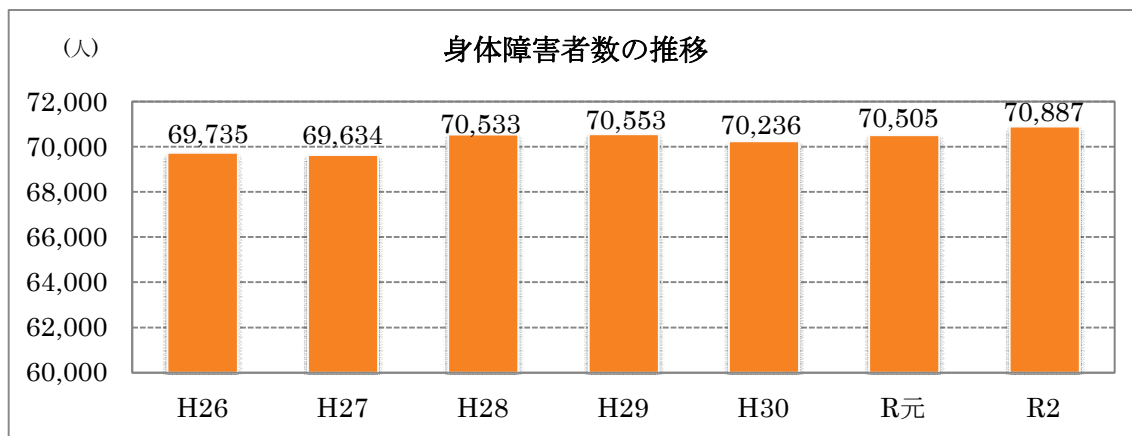
こうした状況の中、「とちぎ障害者プラン21(2015～2020)」が令和2(2020)年度で終了することから、令和3(2021)年度を初年度とする「とちぎ障害者プラン21(2021～2023)」を策定するものです。

II 障害者を取り巻く現状と課題

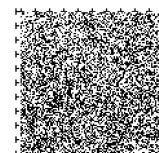
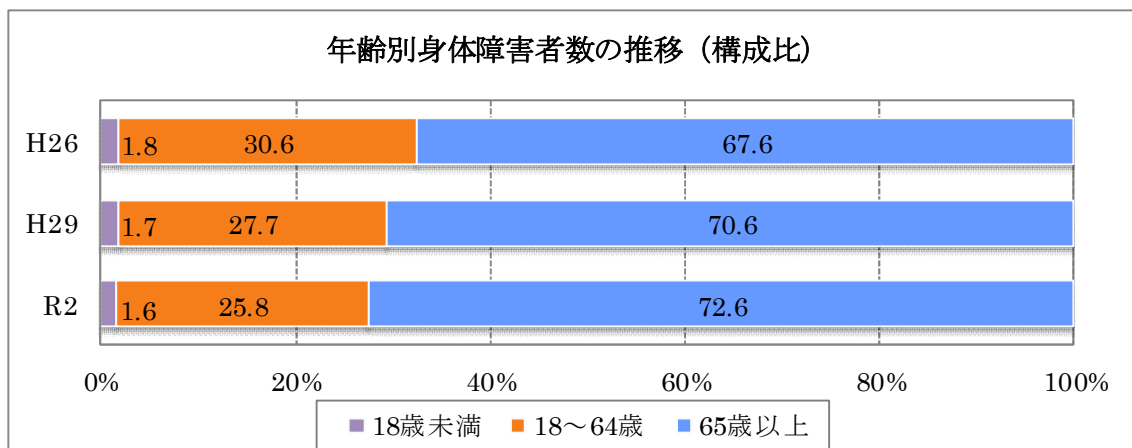
1 栃木県における障害者の現状

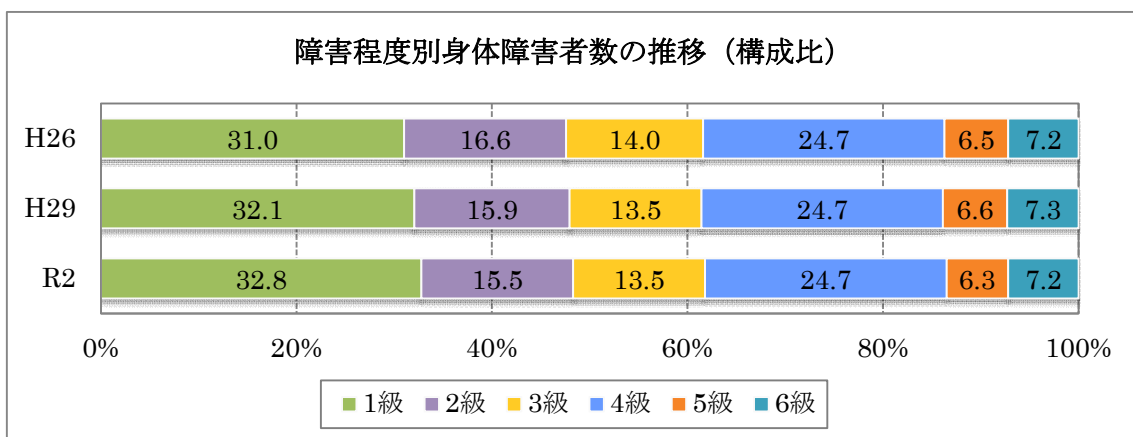
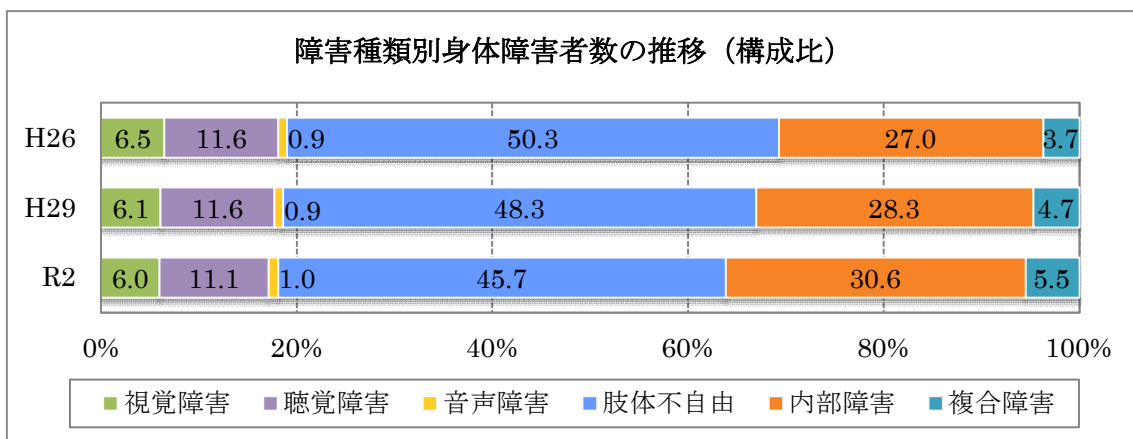
(1) 身体障害者(身体障害者手帳所持者数)

令和2(2020)年4月1日現在の身体障害者数は70,887人で、年齢別構成比をみると、18歳未満の障害児が1.6%、18～64歳の身体障害者が25.8%、そして65歳以上の高齢の身体障害者が72.6%となっています。障害種類別の内訳では、内部障害の割合が増えており、平成26(2014)年に27.0%であったものが、令和2(2020)年には30.6%になっています。障害程度別に見ると、重度に当たる1級及び2級の割合が全体の約半分を占めています。



※構成比は、端数調整により、合計で100%とならない場合があります。

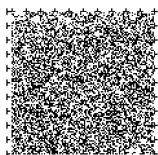
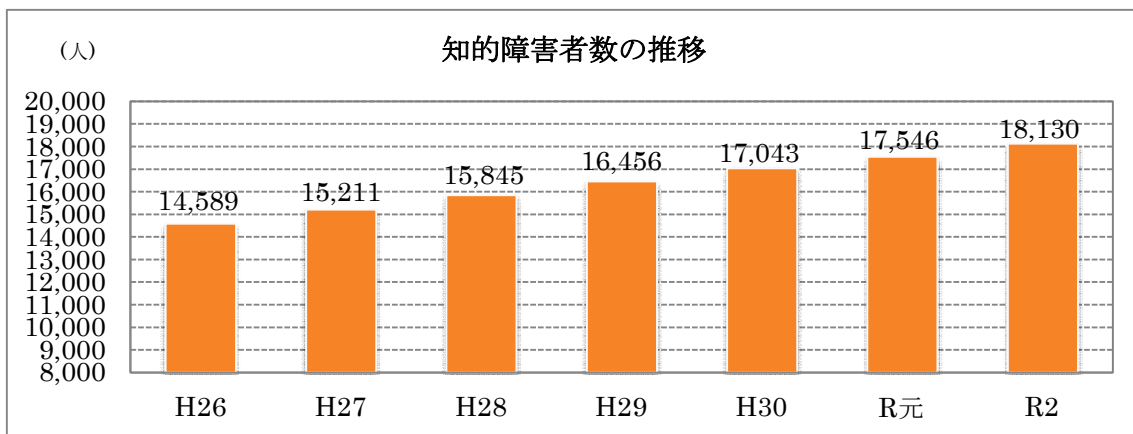




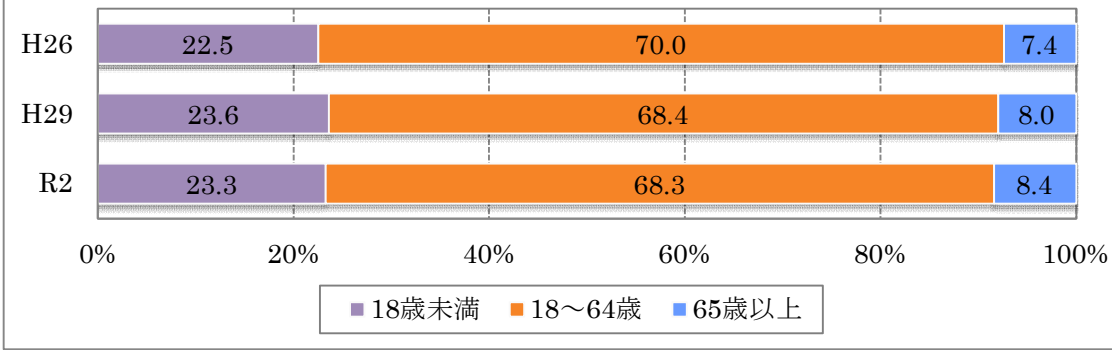
(2) 知的障害者（療育手帳所持者数）

令和2（2020）年4月1日現在の知的障害者数は18,130人で、6年前と比較して3,500人以上増えています。

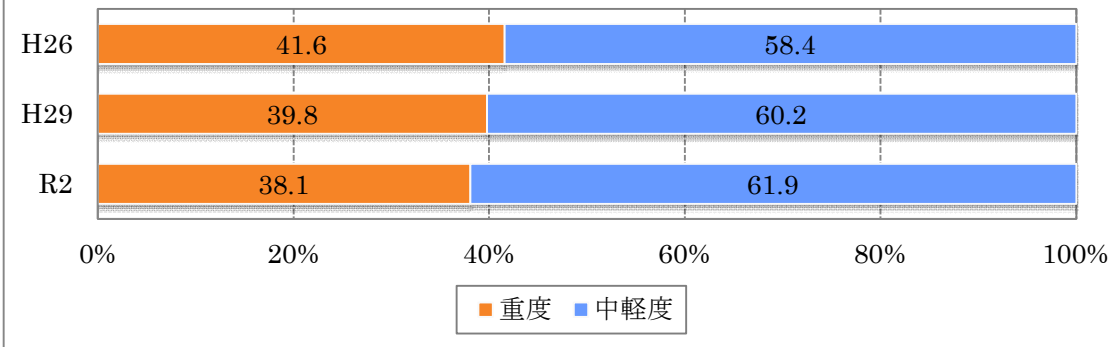
年齢別構成比を見ると、18歳未満の知的障害児が23.3%、18～64歳の知的障害者が68.3%、そして65歳以上の高齢の知的障害者が8.4%となっています。



年齢別知的障害者数の推移（構成比）



障害程度別知的障害者数の推移（構成比）

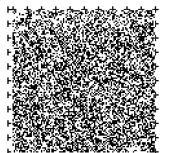
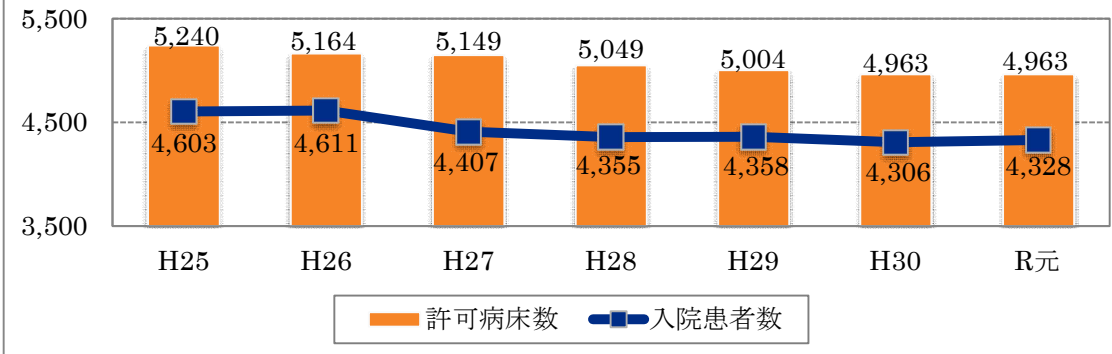


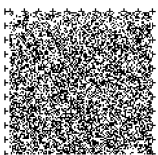
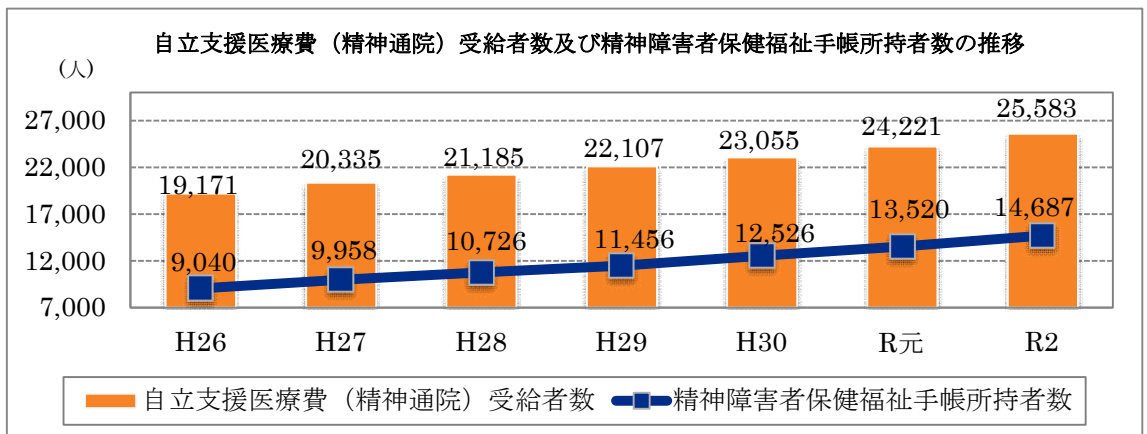
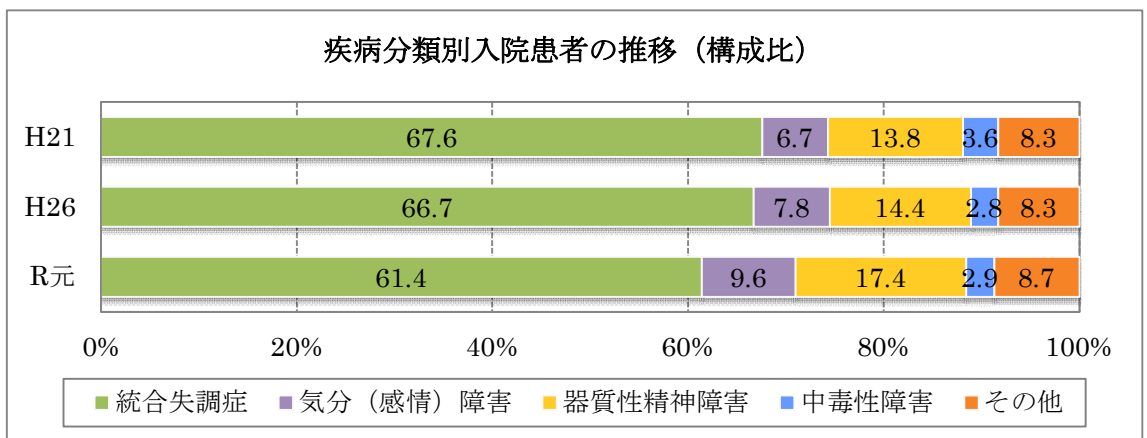
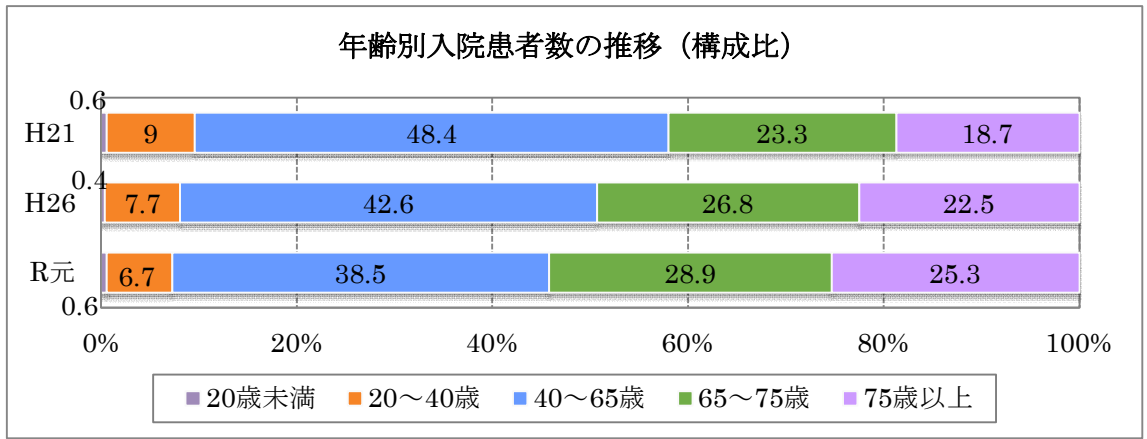
(3) 精神障害者

令和2(2020)年4月現在、県内の精神科病院は27病院です。許可病床数は4,963床で、令和元(2019)年度6月現在の入院患者は4,328人です。

入院患者の年齢別構成比を見ると、65歳以上の入院患者が50%以上を占めています。また、疾病分類別内訳を見ると、統合失調症が最も多く、66.1%を占めています。

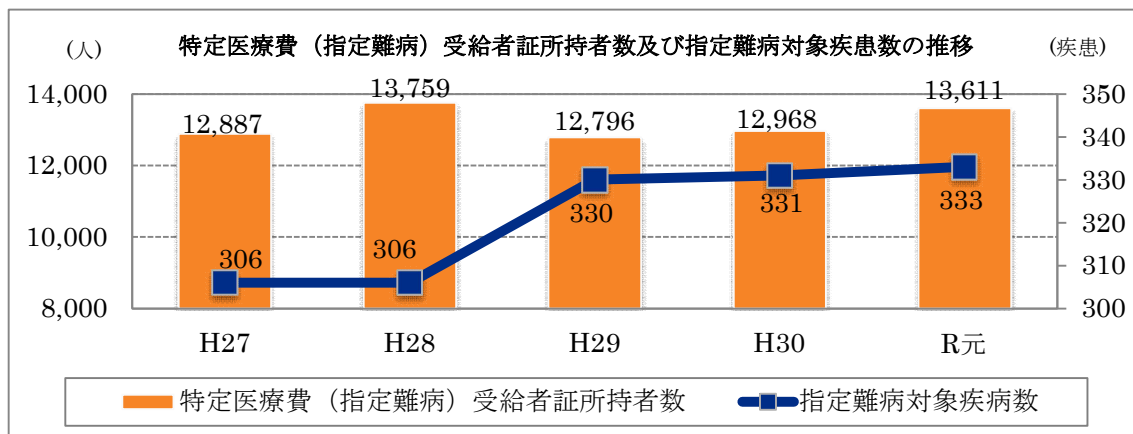
(床、人) 精神障害者（許可病床・入院患者数）の推移





(4) 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証交付件数）

令和2(2020)年3月31日現在の指定難病患者は13,611人で、患者数が増加しています。令和元(2019)年度の疾患別患者数は、潰瘍性大腸炎(1,939人)、パーキンソン病(1,924人)、全身性エリテマトーデス(886人)などが多くなっています。



(5) 発達障害者

発達障害者支援法では、発達障害者の定義を自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとしています。障害の程度や特徴が様々なため、発達障害者の実数の把握は困難な状況です。

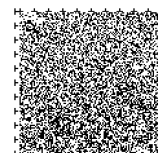
なお、平成24(2012)年に文部科学省が行った調査（医師の診断に基づくものではなく、学級担任を含む複数の教員により判断された回答を基にした調査）においては、通常の学級に在籍する児童生徒の中で、発達障害の可能性のある学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%程度であったと報告されています。

また、厚生労働省が行った「生活のしづらさに関する調査（平成28年度）」結果を基にして算出した推定値では、全国に約48万人いるとされています。本県の人口に換算すると、約7,400人の発達障害者がいると推定されます。

(6) 高次脳機能障害者

高次脳機能障害は、交通事故等による外傷性脳損傷や、脳梗塞、脳出血等の脳血管疾患の後遺症として、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などが生じるもので、一見目立たない障害であることから、医療・福祉制度の谷間の障害として、支援体制の整備が遅れています。また、現代医療の進歩により脳外傷等を受けて存命する人は増加しており、これらの高次脳機能障害者への支援体制、支援手法の確立が求められています。

なお、本県においては、高次脳機能障害者の数や実態は把握していませんが、厚生労働省が行った「生活のしづらさに関する調査（平成28年度）」結果を基にして算出した推定値では、全国に約33万人、うち18歳以上65歳未満の年齢層では約8万人いるとされています。これを本県の人口に換算すると、約5,000人、うち18歳以上65歳未満の年齢層では約1,200人の高次脳機能障害者がいると推定されます。



2 障害者を取り巻く課題

障害者を取り巻く課題については様々なものがありますが、ここでは新たな法律の制定や改正、社会情勢の変化等を踏まえ、主な課題を6項目挙げました。

(1) 障害及び障害者に対する正しい理解の促進と差別解消の推進

これまでの取組により、障害及び障害者に対する県民の理解は徐々に深まっていますが、障害及び障害者に対する社会的な誤解や偏見は、依然として存在しています。そこで、障害者が地域で自立して生活できるよう、様々な障害に対する理解を促進し、障害の有無に関わらず互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を築いていくことが重要です。

また、本県では平成28(2016)年3月に、栃木県障害者差別解消推進条例を制定(平成28年4月施行)し、差別の解消や合理的配慮の提供を促進するなど、差別の解消に努めてまいりました。こうした施策などを踏まえ、県民に障害及び障害者に対する正しい理解を広く浸透させるとともに、差別のない社会の実現に向けて取組を強化していく必要があります。

(2) 相談支援体制の充実

障害者が希望する生活を実現し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害福祉サービス等の社会資源を適切に結び付ける質の高いケアマネジメントを提供できる相談支援体制の充実・強化が求められている中、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置促進が課題となっています。

(3) 多様な障害への対応

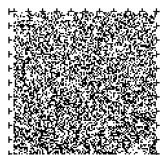
発達障害、高次脳機能障害、難病などは、障害の特性が多様であり、県民の理解も十分に進んでいるとは言えません。そのため、これらの障害に対する正しい知識を普及するとともに、障害の特性を踏まえた専門的な相談支援体制の一層の充実と関係機関と連携した支援体制の構築が求められています。

(4) 事業者が提供するサービスの質の向上

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な地域での相談支援やグループホーム等の居住支援、日中活動サービス等の障害福祉サービスを充実していく必要があります。障害者の高齢化が進んでいる中、その重要性はますます高まっています。そのため、個々の障害者のニーズに的確に応え得るサービスの確保と質の向上を促進する必要があります。

(5) 就労支援の一層の充実

働くことを希望する障害者が、その能力を最大限に発揮し、就労を通じた社会参加や生き生きとした職業生活を送ることができるよう、就労支援の一層の充実を図っていく必要があります。



(6) SDGsの達成に向けた取組

Sustainable Development Goals (以下SDGsという。)は、2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」であり、我が国では2016年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ「SDGs実施指針」を策定しました。

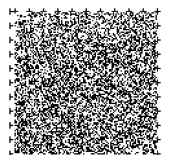
本県においてもSDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○ 国の「SDGs」を達成するための具体的施策（SDGs実施指針抜粋）

施策概要		ターゲット
(障害者)		
障害者基本計画(第3次)に規定する施策の推進	障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための次に掲げる施策等の一層の推進を図る。 ①生活支援に関する施策 ②保健・医療に関する施策 ③教育、文化芸術活動・スポーツ等に関する施策 ④雇用・就業、経済的自立の支援に関する施策 ⑤生活環境に関する施策 ⑥情報アクセシビリティに関する施策 ⑦安全・安心に関する施策 ⑧差別の解消及び権利擁護の推進に関する施策 ⑨行政サービス等における配慮に関する施策	3, 4, 8, 10, 11, 16
公共交通機関のバリアフリー化の推進	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、バリアフリー化を推進する。	11
障害者雇用の推進	「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づき、法定雇用率(2.0%)を達成していない企業に対して、その達成に向けた指導等を行うとともに、障害者の希望や特性に応じた職業紹介、定着支援等を行う。	8
(差別の解消)		
「心のバリアフリー」の推進	外国人・障害者の人権の尊重をテーマとした人権啓発活動に積極的に取り組むこと等により、「心のバリアフリー」を推進し、国籍や障害の有無等にかかわらず相互に尊重し合う共生社会を実現する。	10



Ⅲ 計画の概要

1 計画の性格

本計画は、本県の障害者施策の指針となるものであり、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく都道府県障害者計画であるとともに、障害者文化芸術活動推進法（平成30年法律第47号）第8条に基づき策定する障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての性格も併せ持つものです。

また、本県の総合計画である「とちぎ未来創造プラン」の部門計画であるとともに、障害者総合支援法に基づく「栃木県障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「栃木県障害児福祉計画」、社会福祉法に基づく「栃木県地域福祉支援計画」やその他の法律に基づく計画における障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和の保たれた計画としています。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度を目標年度とする3か年計画とします。

3 計画の基本目標

「とちぎ障害者プラン21（2015～2020）」において基本目標とした「**障害者の自立と社会参加**」を継承し、障害者一人一人が、社会を構成する一員としてその人権が尊重され、障害の有無に関わらず県民誰もが共に支え合う「**共生社会**」を実現します。

4 施策の基本的方向

基本目標を実現するための施策の基本的方向を次のとおりとします。

(1) 「とちぎで安全に安心して暮らすために」

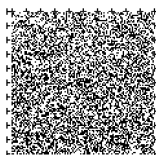
～障害のある人が、健やかに安心して暮らすことができるとちぎづくり～

- 障害者の誰もが住み慣れた地域で快適で自立した生活が送れるよう、障害の種別、程度に関わりなく、地域の一員として暮らすことができる総合的な支援体制を構築する必要があります。そのため、保健医療体制、障害特性に応じた情報の理解しやすさ、利用しやすさの向上とともに、ひとにやさしいまちづくりの推進やくらしの安全・安心の確保などにより、健やかに安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

(2) 「とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために」

～障害のある人が、個性や能力を十分に発揮して、真に輝けるとちぎづくり～

- 障害者が個性や能力を最大限に発揮し、生き生きと自分らしく生活していくためには、障害者の日常生活やそれを支える社会基盤が確保された上で、自己実現と生きがいにつながる活動の場が必要です。そのため、障害の特性を踏まえた多様な相談支援体制や障害福祉サービス等の充実を図るとともに、教育機会の確保や収入を得ることができる就労の促進、更には文化芸術・スポーツ・レクリエーションの活動の推進を図り、障害者一人一人が生き生きと生活が送れるよう支援します。



(3) 「共に生きるとちぎをつくるために」

～障害のある人もない人も、共に支え合って暮らすとちぎづくり～

- 本計画の基本目標である障害者の自立と社会参加を支援していくため、共生社会の基盤となる、障害及び障害者に対する理解促進を図るとともに、障害者の活動を制限し社会参加への障壁となっているものを除去し、あらゆる障害者差別の解消に向けた取組を推進することによって、障害のある人もない人も互いに認め合い、尊重し、支え合いながら暮らす社会づくりに取り組みます。

【基本目標】

「障害者の自立と社会参加」

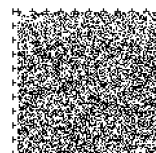
障害者一人一人が、社会を構成する一員としてその人権が尊重され、

障害の有無に関わらず県民誰もが共に支え合う「**共生社会**」の実現



【施策の基本的方向】

- とちぎで安全に安心して暮らすために
- とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために
- 共に生きるとちぎをつくるために



5 施策体系

- 基本目標 「障害者の自立と社会参加」
- 基本的方向を構成する施策体系

■ とちぎで安全に安心して暮らすために

- 1 安全・安心な生活環境の整備
- 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 3 防災・防犯等の推進
- 4 保健・医療の推進

■ とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために

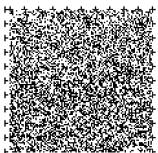
- 1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 2 行政等における配慮の充実
- 3 雇用・就業及び経済的自立の支援
- 4 教育の振興
- 5 文化芸術・レクリエーション活動の推進
- 6 全国障害者スポーツ大会をはじめとした障害者スポーツの推進

■ 共に生きるとちぎをつくるために

- 1 障害及び障害者に対する理解の促進
- 2 障害者差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 地域福祉活動の充実
- 4 SDGs（持続可能な開発目標）の取組

～3年間の重点取組～

- 社会のあらゆる場面における
「情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上」
災害等の緊急時を含めた日常生活における障害特性に応じた理解しやすさ、利用しやすさの向上に取り組めます。
- 障害特性やライフステージに応じた
「文化芸術、スポーツをはじめとした学びと実践の機会の充実」
文化芸術活動、障害者スポーツ及び学習・体験機会など、よりよい日常生活を過ごすことができるよう支援します。



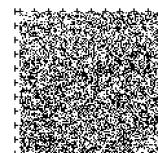
6 障害保健福祉圏域の設定

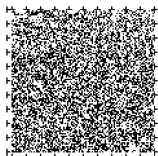
本計画は、地域の実情や人口規模等に応じて、住民に密着したサービスを提供することが必要であることから、次の6つの障害保健福祉圏域を設定し、施策の推進を図ります。

障害保健福祉圏域は、障害者施策と保健・医療や高齢者保健福祉との連携を図るため、県保健医療計画（7期計画）の二次保健医療圏と同じ圏域とします。

圏域名	構成市町名
宇都宮（1市）	宇都宮市
県西（2市）	鹿沼市、日光市
県東（1市4町）	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南（3市3町）	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県北（5市4町）	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市 塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両毛（2市）	足利市、佐野市

障害保健福祉圏域図





第2部 各論

I とちぎで安全に安心して暮らすために

1 安全・安心な生活環境の整備

【主な取組】

(1) 住まいの確保

● グループホームの充実

障害者の意思を尊重し、自ら決定、選択する場所での生活が可能となるよう、地域の中での社会生活が基本となるグループホームの設置を促進します。

(2) 障害者に配慮したまちづくりの推進

● ひとにやさしいまちづくりの推進

「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化に努めるとともに、「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を中心に、県、市町、県民及び事業者が一体となって、障害者等が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的な社会参加ができるまちづくりを推進する体制を整備します。

また、障害者等用の「おもいやり駐車スペース」の確保に努めるとともに、障害のある方などに対して共通の「おもいやり駐車スペース利用証」を交付することで、利用できる方を明らかにし、当該駐車場の利用の適正化を図ります。

● 公共交通機関の旅客施設及び車両のバリアフリー化の促進

誰もが安全で利用しやすい公共交通機関とするため、鉄道駅におけるエレベーター、スロープ等の設置による段差解消や、視覚障害者誘導ブロックの設置による転落防止を促進します。また、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入により乗降時の負担軽減を促進します。

● 歩道等におけるバリアフリー化の推進

誰もが安全で安心して移動できるよう、歩道等におけるバリアフリー化を推進するとともに、不法占用物件の撤去の指導に努めます。

● 行動範囲の拡大

障害者の日常生活や社会参加を支援するため、鉄道、バス、航空機及びタクシー等の運賃割引をはじめとする優遇制度の周知に努めます。また、福祉有償運送制度の活用や地域における福祉タクシー等の取組を促進し、障害者の行動範囲の拡大を図ります。

2 情報アクセシビリティ(情報の利用のしやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

【主な取組】

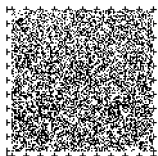
(1) 障害特性に応じた情報提供

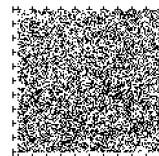
● とちぎ視聴覚障害者情報センターの充実

視覚障害者、聴覚障害者に対し、点字・録音図書、字幕・手話入りDVDの貸出等の情報提供及び手話通訳者等の養成・派遣を円滑に行うため、とちぎ視聴覚障害者情報センターの機能を充実します。また、利用促進のため視聴覚障害者等に対し普及啓発を図ります。

● 読書バリアフリーの推進

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号)(読書バリアフリー法)の趣旨に基づき、関係機関と連携を図りながら、視覚障害者等の読書環境の整備促進に努めます。





- **情報コミュニケーション支援の促進及び条例制定の検討**

障害者が個人の障害特性に合わせた、情報の取得及びコミュニケーションの手段を利用しやすい環境づくりを推進するため、機運醸成や普及啓発に努めるとともに、条例の制定について検討します。

(2) **意思疎通支援の充実**

- **専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣**

障害特性に応じた意思疎通支援のため、手話通訳者、要約筆記者、朗読奉仕員、点訳奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者等を養成するとともに、その円滑な派遣を促進します。

- **ICT技術の利活用の推進**

視覚、聴覚、言語・音声機能等に障害のある人のコミュニケーション能力を高めるため、障害者向けのパソコン講習会の開催、障害者のICT機器の操作支援を行うボランティアの養成、視聴覚障害者向けのICT機器操作相談講習会を開催するなど、障害者ICT利用及び活用の機会の拡大を図ります。

(3) **行政情報のアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上**

- **情報提供におけるアクセシビリティの向上**

緊急時における情報提供及び障害者に対し情報提供を行う際は、手話通訳、要約筆記、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮に努めます。

- **選挙における配慮**

点字、音声、拡大文字等障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めます。また、投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置等投票環境の向上及び代理投票の適切な実施等の取組を市町に促します。

3 防災・防犯等の推進

【主な取組】

(1) **防災対策の推進**

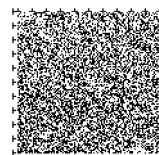
- **避難行動要支援者等への支援**

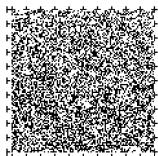
平常時から、市町における避難行動要支援者名簿の整備及び避難に係る個別計画の策定が促進されるよう、市町福祉部局や社会福祉協議会等を対象とした研修会の開催等により、市町の取組を支援します。また、これらの情報を民生委員・児童委員をはじめ地域自治会や自主防災組織等と共有化を図るなど、災害時の適切かつ迅速な避難につながるよう、取組の促進を図ります。

災害時においては、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、災害福祉支援チーム（Disaster Welfare Assistance Team：DWA T）をはじめとする保健医療福祉チームの体制を整備するとともに、市町における福祉避難所確保の取組を促進します。

- **障害者支援施設等の安全対策**

自力避難が困難な障害者が入所する障害者支援施設の耐震化や老朽施設の改築を促進するとともに、スプリンクラーや火災通報装置、火災報知機等の消防用設備等の設置を促進します。また、災害時や事故発生時に必要となる情報が確実に連絡できる体制の確保に努めます。障害者支援施設等が被災した際には、災害によりサービスが受けられなくなった障害者の緊急的な受入れなど施設の弾力的運用を図り、被災した地域の障害者に対する支援に努めます。





- **災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備**

災害時等の緊急時において、他の災害医療救護組織等と連携し、要支援者等に対し「精神科医療」及び「精神保健活動」が円滑に実施できるよう、精神科医師、看護師、業務調整員等で構成する精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team：DPAT）の体制を整備します。



DPATによる支援活動

(2) **犯罪被害、悪質商法被害防止対策の推進**

- **犯罪被害、悪質商法被害防止体制の整備**

相互扶助の精神を醸成し、地域ぐるみで被害防止に取り組む意識の高揚を図るとともに、行政、警察、自主防犯団体や消費者団体、福祉団体等が連携して被害防止に取り組むためのネットワークの構築を促進します。

- **消費者トラブルの防止**

障害者が自らを守る力を高めるために、障害者にも分かりやすい消費者教育や啓発を行い適時適切な情報を積極的に提供します。また、障害者が防犯力や悪質商法への対応力を高めるための講座等に参加しやすい環境づくりを推進します。

4 保健・医療の推進

【主な取組】

(1) **障害者の医療体制の充実**

- **医療費助成による負担の軽減**

自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）及び重度心身障害者医療費助成制度の適切な運用を通じて、負担の軽減を図るとともに、引き続き様々な課題について幅広く検討します。

- **障害児・者への歯科保健医療サービスの確保**

とちぎ歯の健康センター診療所による障害児・者及び要介護者の歯科検診・治療・保健指導を進めるとともに、障害児・者が住み慣れた地域で必要な歯科検診・治療・保健指導・口腔ケアが受けられるよう環境づくりを進めます。また、訪問歯科診療等の普及や障害児者歯科医療システムの充実を図ることにより、地域における歯科健診・治療・保健指導を推進します。

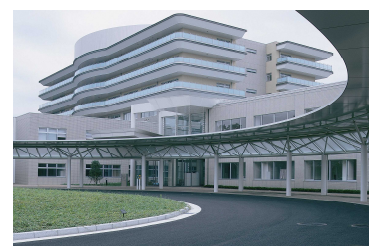
- **新型感染症等に係る対応の充実**

新型感染症等に関する対応については、保健所等の関係機関と連携のもと、情報を収集し、障害者及びその家族、社会福祉施設等に対する情報提供や相談対応に努めます。

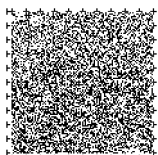
(2) **リハビリテーション医療の充実**

- **（地独）栃木県立リハビリテーションセンターにおけるサービスの充実**

（地独）栃木県立リハビリテーションセンターにおいて、リハビリテーションを必要とする患者等が、回復期を経て在宅復帰・在宅療養へ至るまでの各段階に応じた効果的なりハビリテーションが受けられるよう、医療・福祉サービスの提供体制について検討し、サービスの充実を図ります。



（地独）栃木県立リハビリテーションセンター



(3) 精神保健・医療体制の充実

● 予防・アクセス機能の充実

精神疾患に関する正しい理解を広めるため、普及啓発を促進するとともに、精神疾患の早期発見・早期治療のために、健康福祉センター及び精神保健福祉センターなどにおける地域精神保健福祉活動の充実を図ります。

● 治療・回復に必要な医療の提供

地域生活や社会生活を支えるため、精神疾患状態に応じて外来医療や訪問医療、入院医療等の必要な医療を提供し、精神障害者の地域移行・地域定着を支援します。

● 退院後支援の推進

精神障害者が退院後どこの地域で生活することになっても、医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるよう支援体制の整備を推進します。

● 精神科救急医療体制の整備

必要な救急医療を提供できる体制を整備するため、県立岡本台病院と民間精神科病院・診療所の役割分担、連携強化による夜間休日の受入体制の充実を図るとともに、精神科救急情報センターにおける情報の提供や相談機能の充実・強化を図ります。

● 自殺対策の推進

「いのち支える栃木県自殺対策計画」のもと、国や市町、関係機関・団体、県民等と連携して、広域的に対応が必要な普及啓発や人材育成、心の健康づくり、ハイリスク地対策、自死遺族等に対する支援を行うとともに、市町や民間団体等が実施する自殺対策に関する取組への支援を行います。

● 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症について、依存症に対する誤解や偏見を解消するための普及啓発に取り組むとともに、相談拠点機関及び専門医療機関等の整備を推進し、自助グループ等による回復支援等の活動を支援します。

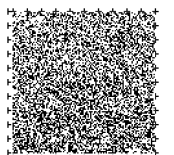
(4) 難病患者支援体制の充実

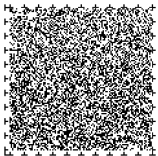
● 難病相談支援センターの充実

地域で生活する難病患者の日常生活における相談支援、地域交流会活動の促進や就労支援などを行う相談機関として、とちぎ難病相談支援センターを運営しています。とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者やその家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話・面接相談、医療相談、就労相談会等を通じて、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。

● 医療費助成の充実

難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、特定医療費や小児慢性特定疾病医療費により医療費助成の充実を図ります。





Ⅱ とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために

1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【主な取組】

(1) 意思決定支援の推進

● 事業者への研修

相談支援や施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において、障害者本人の意思を尊重した質の高いサービスが提供できるよう、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修等を通して意思決定支援の意義や正しい知識の普及、技術等の向上を図ります。

● 関係者の普及啓発

障害福祉サービス事業所等の職員をはじめ、県民、行政職員、関係機関職員等を対象に研修を行い、成年後見制度の理解促進・普及啓発を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

● 障害者相談支援体制の充実

障害保健福祉圏域において円滑に連携・協力ができる相談支援体制を構築するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、地域の相談支援体制の充実・強化及び地域自立支援協議会の活性化を図ります。

● 基幹相談支援センターの設置促進

基幹相談支援センターの設置を促進するため、情報提供や広域的な調整を行うとともに、基幹相談支援センターに配置できる人材の養成や職員のスキルアップを図ります。また、基幹相談支援センターの運営や取組状況を踏まえて、機能の充実や運営の活性化を支援します。

● 相談支援専門員の養成及び質の向上

障害者の多様なニーズに対応できる質の高い相談支援専門員を確保するための研修を実施するとともに、ケアマネジメントが実践できる人材の養成を図ります。また、相談支援専門員の実践力の向上を図るため、地域において情報交換や研修会等を開催し、相談支援における指導的役割を担う人材を養成します。

(3) 地域移行支援、居宅サービス等の充実

● 地域生活支援拠点等の整備促進

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備を促進するため、現状や課題の共有、情報交換を行う会議等を開催し、地域の実情に応じた整備や必要な機能の充実・強化を支援します。

● 日中活動サービスの利用促進

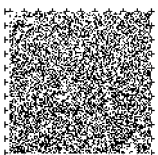
在宅の障害者や地域生活に移行する施設入所者が、地域で安心して生活を営み、積極的に社会参加できるよう、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域生活支援事業等の日中活動サービスの利用を促進します。

● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域づくりを推進します。

● 障害者の地域移行支援・地域定着支援の利用促進

障害者の施設や精神科病院等から地域生活への移行を促進するため、地域の保健・医療・福祉等の関係機関の連携強化や住まいの確保、地域住民の理解促進等による受入れ及び相談支援体制の整備を図ることにより、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。



● **居宅サービス、短期入所の充実**

障害者の家庭での生活や地域での自立を支援するため、利用者のニーズに対応できる居宅サービス等の質の向上及び必要な量の確保を図ります。また、障害者及び在宅で介護を行う家族等の負担を軽減するため、短期入所サービス事業所の質の向上及び必要な量の確保を図ります。

● **障害者支援施設等のサービスの充実**

身近な地域で様々な障害福祉サービスが受けられるよう、障害保健福祉圏域ごとに見込んだ必要なサービス量に対応するサービス提供体制の整備を促進します。また、障害者の意思や人格を尊重し、心身の状態やニーズを的確に反映した個別支援計画を作成するなどサービスの充実を図ります。また、施設・事業所内の環境及び生活条件が、可能な限り地域生活に近いサービスの提供を促進します。

● **地域生活定着支援センターによる支援の推進**

栃木県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設（刑務所または少年院等）の退所予定者で障害等の理由により福祉的支援が必要な方に対し、受入施設のあつせんや障害福祉サービス等の申請をはじめとするコーディネート業務、フォローアップ業務及び相談支援業務を行い、地域で安心して生活ができるよう支援します。

(4) **障害福祉サービスの質の確保**

● **第三者評価の促進**

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構と連携して評価機関の能力向上を図り、障害福祉サービス事業者に対し第三者評価の受審を促進します。また、サービス利用者が適切なサービスを選択できるよう、評価結果や評価機関の評価実績、評価調査者の情報公表を促進します。

● **指導監査の充実**

障害福祉サービス事業者の育成を念頭に、事業者が障害者に対し適切なサービス提供を行うため質の確保・向上、適正な法人運営の確保を目的として、指導監査等を公正に実施します。

また、自立支援給付及び障害児通所給付費等に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう法令等に基づき、市町に対して指導します。

(5) **発達障害者への支援体制の充実**

● **発達障害者支援センター「ふおーゆう」による支援の充実**

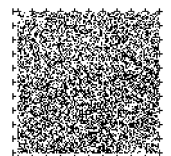
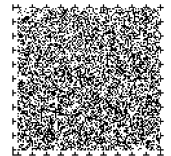
発達障害者支援センターにおける相談支援の充実を図るとともに、対応困難な事案等を抱える地域の支援機関に対し、助言、指導を行えるよう、専門的機能の充実を図ります。また、研修による人材育成やペアレント・プログラム等の家族支援、発達障害の理解促進のための普及啓発に取り組みます。

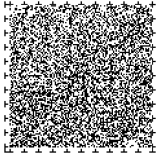
● **地域支援体制の整備**

地域支援体制の充実を図るため、発達障害者地域支援マネージャーを配置するとともに、発達障害者支援センターにおいて、市町での一次相談窓口となる発達障害者相談支援サポーターを養成し、身近な地域で支援が受けられる体制を整備します。また、支援者のスキルアップを図るため、障害福祉サービス事業所等に、専門的助言を行う発達障害者支援アドバイザーを派遣し、地域における困難事例への助言を行います。

● **ライフステージを通じた支援体制の充実**

発達障害者が、ライフステージを通じた切れ目のない支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を図るとともに、発達障害者支援地域協議会を活用し、発達障害者への一貫した支援体制の整備を図ります。





- **医療機関との連携等**

発達障害の早期発見・早期支援のため、かかりつけ医等の対応力の向上を図るとともに、かかりつけ医等と発達障害の診療等ができる医療機関との連携促進に努めます。

(6) **高次脳機能障害者への支援体制の充実**

- **相談支援体制の整備**

専門的な相談支援を行う高次脳機能障害支援拠点機関（障害者総合相談所及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター）と、身近な地域で診断・評価や主に医学的な相談支援が受けられるように設置された5つの地域支援拠点機関が連携し、相談支援体制の強化を図ります。

- **関係機関との相談支援ネットワークの構築**

高次脳機能障害者やその家族に対して、身近な地域で適切な支援を提供できる体制を整備するため、保健、医療、福祉、労働等の関係機関による複数の支援ネットワークの構築を図ります。

- **正しい理解への普及啓発**

高次脳機能障害の特性や支援のあり方について普及啓発を図るとともに、家族会等と連携して、ピアサポートの普及等に取り組みます。

- **支援ニーズに対応した医療・福祉サービスの充実**

障害福祉サービス事業等従事者や医療従事者等を対象に、障害特性を踏まえた支援を行うための研修を実施し、高次脳機能障害に対応できる障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、相談支援事業者、医療機関等の拡充を図ります。

(7) **障害児に対する支援の充実**

- **医療機関における療育指導の推進**

発達障害児などに対応できる、とちぎ子ども医療センター、（地独）栃木県立リハビリテーションセンター等において、早期診断及び早期療育を推進します。

- **幼稚園、保育所、認定こども園における個別的な配慮を必要とする園児への支援の促進**

発達段階に応じた教育・保育を受けられるよう、幼稚園、保育所、認定こども園における個別的な配慮を必要とする園児への支援を促進します。

- **障害児通所支援事業の充実**

障害児が身近な地域において、年齢や特性等に応じ個々の支援計画に基づくサービスが受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援の充実を図ります。

- **障害児入所施設の充実**

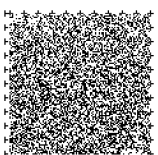
社会的養護を担う「福祉型障害児入所施設」及び「医療型障害児入所施設」において障害児が健やかに養育されるよう、生活環境の改善や入所する障害児の処遇向上を図ります。

- **こども発達支援センターによる支援の推進**

（地独）栃木県立リハビリテーションセンター内のこども発達支援センター等において、障害児の診断や相談支援を推進するとともに、発達支援センターの理学療法士、作業療法士、公認心理師、言語聴覚士等の専門職員による地域の療育機関等への指導や助言などを積極的に行います。

- **医療的ケアが必要な障害児支援の充実**

医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握し、その家族のレスパイト機能を担う短期入所事業所の整備の促進や医療的ケア児を支援する人材の養成など適切な支援を行います。



(8) ひきこもり支援体制の充実

- **子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）による支援**
 子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）では、ひきこもり、ニート、不登校等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等に関する総合相談窓口として相談を受け付けるとともに、子ども・若者支援地域協議会を通じて教育、福祉、雇用等の様々な分野の関係機関と連携し、それぞれの専門性を生かした総合的支援の充実を図ります。また、ひきこもりの長期化・高齢化に対応するため、専用の電話相談窓口を設置するなど中高年のひきこもりを支援します。
- **市町における支援体制の充実**
 身近な地域において相談が受けられるよう、ポラリス☆とちぎによる市町への出張相談やひきこもりサポーターの養成により、市町の相談体制の強化を図ります。



(9) 広域的な相談支援体制の充実

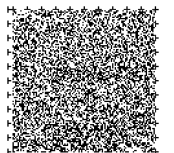
- **障害者総合相談所による専門的な支援**
 障害者総合相談所は、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を含む総合的な相談機関としての専門性を生かし、市町や相談支援事業者等に対する支援を行います。
- **精神保健福祉センターによる専門的な支援**
 精神保健福祉センターは、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機関として、健康福祉センターとの連携を図りながら、市町や相談支援事業者等の相談支援に対する支援の充実に努めます。
- **児童相談所による専門的な支援**
 児童相談所は、児童福祉の専門機関として、障害児や保護者の相談支援を担う市町や相談支援事業者等と連携を図りながら、障害児に対する相談支援の質の向上に努めます。
- **健康福祉センターによる専門的な支援**
 健康福祉センターは、広域的・専門的な視点から、地域住民の健康増進や障害の発生予防のための普及啓発を実施するとともに、市町や医療機関、教育機関などと連携しながら精神障害や発達障害等を持つ方の相談支援に取り組みます。

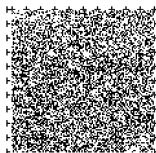
(10) 各種サービス・制度の普及と促進

- **手帳制度の円滑な運用と周知**
 様々な支援策や優遇措置を受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の制度を円滑に運用するとともに、周知に努めます。
- **補装具費等の支給・日常生活用具給付の促進等**
 障害者の日常生活や社会参加を促進するため、補装具費の支給や日常生活用具の給付、軽度・中等度の聴覚障害のある児童の補聴器購入・修理費用の一部助成について市町の適正な支給等を支援するとともに、福祉用具・住宅改修等に関する相談支援の充実に努めます。
- **身体障害者補助犬制度の普及と推進**
 身体障害者の社会参加等を促進するため、盲導犬、介助犬及び聴導犬の身体障害者補助犬制度の周知を図るとともに、身体障害者補助犬を同伴しての施設利用についての理解促進に努めます。



身体障害者補助犬





2 行政等における配慮の充実

【主な取組】

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

● 差別解消に係る職員対応要領に基づく取組の推進

障害者が必要とする社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮について、栃木県職員が適切に対応できるよう制定した職員対応要領に基づき、障害を理由とする差別の解消に向け、県職員が適切に対応できるよう必要な取組を推進します。

● 職員研修の実施

障害を理由とした不当な差別的な取扱いの禁止や合理的な配慮を提供できるよう、職員対応要領等に基づいた職員研修を行います。

3 雇用・就業及び経済的自立の支援

【主な取組】

(1) 雇用の促進

● 障害者雇用に関する理解促進及び普及啓発

県内民間企業における障害者の雇用率を向上させるため、事業主等に対して雇用率制度を周知するとともに、障害者雇用に関する研修会の開催などの取組を行い、理解促進を図ります。また、障害者雇用を理解のある事業所を表彰するなど、普及啓発活動を行います。

● 職場実習の機会の確保

企業の障害者雇用に対する理解を深めるとともに、障害者の雇用促進と就労の安定を図るため、職場実習の機会の確保に努めます。

● 職業能力開発の推進

一般就労の促進には職業能力の向上が重要であるため、ハローワーク、障害者就労施設、障害者職業訓練コーディネーター等の連携を強化し、障害者委託訓練の積極的な活用を図ることで、職業能力開発の推進に努めます。

● とちぎジョブモールによる就労支援

就労支援に関する県の拠点施設であるとちぎジョブモールにおいて、就職に向けてのキャリアカウンセリング、資格取得等の能力開発支援及び各種セミナーを開催するほか、障害者就業・生活支援センター支援員による専門相談窓口を定期的に開設し、障害者の就労に関する相談をワンストップで支援します。

● 関係機関との連携強化及び支援体制の充実・強化

障害者雇用に向けて、民間企業や労働、教育、福祉、医療等の関係機関との連携強化及び支援体制の充実・強化に取り組みます。また、ハローワークや福祉等の関係機関と連携して障害者合同就職面接会の開催など雇用の場の確保や、障害のある人の就労環境の整備・改善や雇用の場の拡大を図ります。

(2) 職業生活の支援の充実

● 障害者就業・生活支援センターの充実

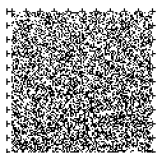
全ての障害保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センターの機能が効果的に発揮できるよう、福祉、産業、労働、教育等の関係機関との連携を強化します。

● 障害者就労支援事業所職員の質の向上

障害者就労支援事業所職員を対象としたスキルアップ研修を開催し、障害特性の理解や一般企業等への就職に効果的な支援スキルを高め、就労支援の強化を図ります。

● 障害者技能競技大会（アビリンピック）への参加促進

障害者技能競技大会（アビリンピック）への選手の参加を促進することにより、本人が技能労働者として、社会に参加する誇りと自信につなげるとともに、障害者に対する社会の理解と認識を深め、障害者の雇用の促進と地位の向上に努めます。



(3) 福祉的就労の工賃の向上

● 工賃向上計画に基づく取組の推進

本県の工賃向上計画である「とちぎナイスハート♥プラン」(2021～2023)に基づき、就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組が効果的に実施されるよう支援し、協働して取り組めます。

目標工賃達成に向け、令和4(2022)年度開催の国民体育大会(いちご一会とちぎ国体)・全国障害者スポーツ大会(いちご一会とちぎ大会)を契機とし、障害者就労支援事業所等による受注機会の獲得、セルプ商品販売会の確保を支援します。

● 障害者優先調達法の推進

障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、栃木県障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労支援事業所の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

● とちぎセルプセンターとの連携

とちぎセルプセンターを障害者就労支援事業所支援の中核機関と位置づけ、作業の受注確保や、製品の販路拡大、新製品の開発や技術支援、共同受発注等、情報を共有化し、連携を強化します。

● 県民への普及啓発

障害者就労支援事業所で製作したセルプ商品の展示・販売を行う「とちぎナイスハートバザール」の開催や、ツイッターなどのSNSを活用し、就労支援に係る取組についての情報を発信し、県民への普及啓発を図ります。



とちぎナイスハートバザール

● 農業と福祉の連携

とちぎユニバーサル農業に関する取組との連携を図ることにより、障害者就労支援事業所における農作業の効率化や工賃の向上に努めます。

● 地域における支援体制の構築

地域自立支援協議会等を活用し、地域における障害者就労支援事業所の取組を支えるためのネットワークづくりを進めます。



とちぎナイスハート農福マルシェ

(4) 関係機関との連携による福祉的就労の促進

● 関係機関との連携

福祉的就労を行う事業所や特別支援学校、ハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、一般就労が困難な障害者の福祉的就労支援事業所の利用を促進します。

4 教育の振興

【主な取組】

(1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上

● 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上

全ての教員が、一人一人の幼児児童生徒への理解を深めるとともに、個々の障害の特性等を理解し、個別の教育支援計画・個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的知識を身に付け、日常の教育活動に生かせるよう、教員を対象とした研修の充実を図ります。

● 校内支援体制の充実

小・中・高等学校では、管理職や特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修会を開催し、校内支援体制の充実を図ります。特別支援学校では、幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた支援体制を整えます。

● 職業教育の充実

特別支援学校では、生徒の社会的・職業的自立を見据え、企業や福祉・労働等の関係機関との連携のもと、実践的な職業教育を充実させるとともに、実習・就職先の開拓を進め、県全体の就労支援体制の構築を図ります。

- (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
- 個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎの推進
各学校段階等の移行期において、個別の教育支援計画等の活用により、合理的配慮を含む支援情報の確実な引継ぎを一層推進します。
 - 家庭及び医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連携の推進
本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、家庭及び医療、保健、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した適切な指導・支援の充実を図ります。
 - 障害のある子どもに対する教育支援の推進
市町における就学相談が保健福祉部局と連携して進められるよう、担当者への研修や訪問支援等を充実させることで、市町の教育支援に関する取組を支援します。

5 文化芸術・レクリエーション活動の推進

【主な取組】

(1) 障害者による文化芸術活動の推進

- 相談体制の整備

とちぎアートサポートセンターTAM（障害者芸術文化活動支援センター）において、芸術文化活動を行う障害者や支援者等からの相談を受け、創作活動の円滑化を図ります。



とちぎアートサポートセンターTAM

- 鑑賞機会の拡大

美術館、博物館などの文化施設における観覧料の減免や、字幕・手話通訳・音声ガイド等の情報保障をはじめとした鑑賞サポートの充実により、鑑賞機会の拡大に努めます。

- 発表機会の確保及び交流の促進

障害者文化祭（カルフルとちぎ こころのつどい）や障害者芸術展（Viewing展）、県立文化施設等での展覧会等の開催により、積極的に文化芸術活動に取り組み、その成果を発表できる機会の充実を図るとともに、障害のある人とない人との交流を促進します。



障害者文化祭「カルフルとちぎ こころのつどい」



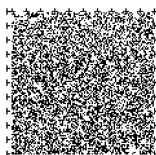
障害者芸術展「Viewing展」

- 人材の育成及び創造機会の拡大

芸術文化活動を支援する者等に対して、支援方法や著作権等の権利保護、障害特性への理解等に関する研修や現場体験プログラムの提供等を行い、人材の育成及び確保を進めるとともに、支援者を充実させることで創造の機会を拡大します。



現場体験プログラム



● ネットワーク作り

多角的な面から支援のあり方が考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術の専門家、事業所や文化施設の職員、行政職員、教育関係者等によるTAM会議を開催し、芸術文化活動の支援者が連携・協力するネットワークを構築します。

● 情報の収集及び作品の評価

文化芸術活動の実態把握、作品・作者の調査・発掘・評価など、栃木県内の芸術文化活動の情報を収集し、とちぎアートサポートセンターTAMのホームページ等で発信します。

● 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

芸術上価値が高い文化芸術作品の販売や二次利用、商品化に関する研修を行う等、作品の適切、安全、円滑な販売に向けた支援に努めます。

(2) レクリエーション活動等の充実

● レクリエーション活動等の充実

キャンプなどの戸外活動を活用した障害者同士の交流などを通じて、障害者の生活の質的向上を目指して、レクリエーション活動等の機会と内容の充実を図ります。

● 日々の「楽しみ」の充実

日中活動サービスや地域活動支援センターの充実を通じて、日々のコミュニケーションの場や「楽しむ」ための空間づくりを促進します。

6 全国障害者スポーツ大会をはじめとした障害者スポーツの推進

【主な取組】

(1) 障害者スポーツの推進

● 障害者スポーツの普及

障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室の開催や情報提供の充実に努めるとともに、(特非)栃木県障害者スポーツ協会の取組を支援します。また、障害の特性や活動の目的など、障害のある人それぞれのニーズに応じたスポーツ活動に対する支援の充実を目指します。

● 障害者スポーツ指導者の養成及び資質の向上

障害者スポーツの振興を図るため、障害者スポーツ指導者の養成・確保に努めるとともに、指導者の資質向上と相互の連携を強化しつつ身近な地域での活動の場を確保し、障がい者スポーツ指導者協議会の活動を支援します。

また、障害者スポーツ選手の育成・強化・活動支援のため、障害者スポーツ指導者の資格取得講習会等を開催し、障害者スポーツ指導者を養成します。

● スポーツ大会の開催

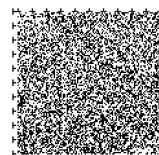
障害者の健康の保持・増進及び社会参加を促進させるとともに障害者に対する理解を深めるため、栃木県障害者スポーツ大会等を開催します。また、全国障害者スポーツ大会に選手団を派遣します。



陸上競技



フライングディスク



(2) 障害者スポーツ選手等の育成・強化

● 障害者スポーツ体験会の開催

障害者スポーツに興味・関心を持ち、競技としてスポーツに取り組む障害者が増えるよう、障害者スポーツの体験会を開催します。また、体験会等を通じ、幅広く選手の掘り起こしを図り、競技団体等の講習会への参加を促すことで競技人口の拡大を図ります。

● 競技力の向上に向けた取組の推進

全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）に向け、栃木県を代表する選手の取組意欲や競技力の向上を図るとともに、障害者スポーツの普及、理解促進を目的とした強化指定選手制度に基づき選手を選定し、強化練習会の開催、県外遠征等を支援します。また、障害者スポーツ指導者の育成も支援します。

さらに、全国障害者スポーツ大会に派遣する選手に対する合同練習会を実施します。



アーチェリー



グラウンドソフトボール



サウンドテーブルテニス



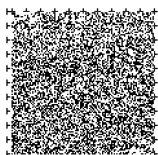
車いすバスケットボール



フットベースボール



ボッチャ



Ⅲ 共に生きるとちぎをつくるために

1 障害及び障害者に対する理解の促進

【主な取組】

(1) 理解の促進

● 啓発活動の推進

心の輪を広げる体験作文や障害者週間のポスターの募集、優秀作品の発表、12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を通じて、障害者理解の促進に努めます。

● 各種メディアによる障害理解の推進

障害及び障害者に対する知識の普及啓発を図るため、テレビやラジオ等を活用した啓発活動を推進します。

● 各種イベント等の開催支援

障害のある人とない人が触れあうことができる各種イベントの開催や障害者団体が行う啓発活動を支援し、障害及び障害者に対する理解の促進に努めます。

● 精神保健福祉に関する普及啓発

精神疾患や精神障害者に関する正しい理解を広めるため、普及啓発に取り組むとともに、健康福祉センター及び精神保健福祉センターなどにおける地域精神保健福祉活動の充実を図ります。



自閉症啓発コンサート



世界ダウン症の日啓発展

(2) 障害者団体への支援

● 当事者会、患者会、親の会、家族会の活動への支援

障害児・者の家族間の交流などを活発化するため、障害者団体の活動を支援します。

2 障害者差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止

【主な取組】

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

● 障害を理由とする差別の解消

「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を十分に深めるとともに、障害の有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現を目指します。

● 障害者差別解消推進委員会の運営

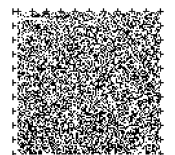
障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、栃木県障害者差別解消推進委員会を運営します。また、障害者からの相談及び相談事例を踏まえた取組に係る協議を行います。

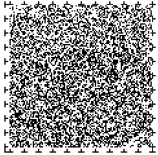
● 障害者差別の解消に係る相談対応

障害者差別に関する相談に適切に応じられるよう、専任の相談員を配置し、ワンストップの相談窓口を設置しています。障害者が事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、相談解決に向けた調査や調整など関係機関と連携して取り組みます。

● 障害者差別の解消に係る普及啓発

障害者差別解消を推進するための基本的な考え方や障害に関する基礎的知識について幅広く県民の理解を深めるため、障害者差別解消対応指針の活用や出前講座、ヘルプマークの周知などの普及啓発を推進します。





(2) 成年後見制度の利用促進等

● 成年後見制度の利用促進

国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく、成年後見制度利用促進に関する市町の計画策定や地域連携ネットワークの核となる中核機関設置に向けた市町の取組を支援します。

一人一人の権利を擁護し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害者団体等と連携し、成年後見制度の普及啓発を図ります。また、知的障害者や精神障害者が円滑に成年後見制度を利用できるよう、障害福祉サービス事業所等の支援者に対して成年後見制度の研修を行うとともに、市町村長申立ての有効活用や成年後見制度利用支援事業の促進を図ります。

● 日常生活自立支援事業の普及啓発

とちぎ権利擁護センター（あすてらす）のパンフレット等を活用し、日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。

● 関係機関等との連携強化

障害者等が利用しやすいように、とちぎ権利擁護センターと弁護士会や司法書士会などの司法関係機関や金融機関などとの連携を強化します。

● 自立生活支援専門員及び生活支援員の資質の向上

とちぎ権利擁護センターに配置される自立生活支援専門員及び生活支援員に対して研修を実施し、その資質向上を図ります。

(3) 障害者の虐待防止

● 障害者虐待防止施策の普及啓発

障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止に努めるとともに障害者虐待の通報義務等の広報・啓発を行います。さらには、障害者の養護者に対して相談等の支援に取り組みます。

● 障害者虐待防止体制における対応

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、市町障害者虐待防止センターや県に設置した障害者権利擁護センターを中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関と連携し、虐待への迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

● 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

市町や障害者虐待防止センター等の相談窓口職員の専門性の強化を図るとともに、障害者福祉施設従事者等に対し、障害者虐待の未然防止や権利擁護、障害特性に応じた支援に係る資質向上を図るための研修を実施します。

3 地域福祉活動の充実

【主な取組】

(1) 地域共生社会の実現

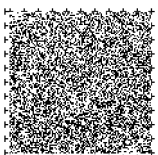
● 地域福祉計画の充実及び調和

地域における福祉サービスの利用促進と社会福祉のための事業の育成に向けて、住民参加による市町の地域福祉計画の充実を図るとともに、県地域福祉支援計画との調和を図ります。

● 包括的支援体制整備の促進

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を促進します。

また、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる体制や、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉等、様々な分野の課題を丸ごと受け止め、関係機関が協働・連携して適切な支援を行うことができる体制づくりなど、地域のニーズに応じた市町における包括的な支援体制の構築を促進します。



● **住民等による支え合い活動の促進**

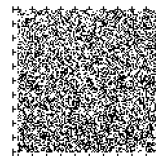
共に生きる地域づくりを実現するため、地域住民やボランティア、関係団体が相互に協力し、障害の有無等に関わらず、社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に参加する機会の確保に向けた取組を促進します。

● **地域福祉基金の効果的な活用**

地域福祉の充実や障害者の社会参加を促進するため、地域福祉基金の効果的な活用に努め、地域福祉活動を推進します。

● **生活福祉資金の活用**

障害者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。支援に係る取組についての情報を発信し、県民への普及啓発を図ります。



4 SDGs（持続可能な開発目標）の取組

【主な取組】

(1) **障害福祉施策に関するゴール（目標）への取組**

● **Goal 4 「質の高い教育をみんなに」**

全ての教員が、一人一人の幼児児童生徒への理解を深めるとともに、個々の障害の特性等を理解し、個別の教育支援計画・個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的知識を身に付け、日常の教育活動に生かせるよう、教員を対象とした研修の充実を図ります。（再掲）

また、小・中・高等学校では、管理職及び特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修会を開催し、校内支援体制の充実を図ります。特別支援学校では、幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた支援体制を整えます。（再掲）

● **Goal 8 「働きがいも経済成長も」**

県内民間企業における障害者の雇用率を向上させるため、事業主等に対して雇用率制度を周知するとともに、障害者雇用に関する研修会の開催など理解促進を図る取組を行います。また、障害者雇用に理解のある事業所を表彰するなど、普及啓発活動を実施します。（再掲）

本県の工賃向上計画である「とちぎナイスハート♥プラン」(2021～2023)に基づき、就労継続支援B型事業所における工賃向上の取組が効果的に実施されるよう支援し、協働して取り組みます。（再掲）

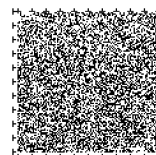
● **Goal 10 「人や国の不平等をなくそう」**

「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を十分に深めるとともに、障害の有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現を目指します。（再掲）

12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を通じて、障害者理解を促進します。障害及び障害者に対する知識の普及啓発を図るため、テレビやラジオ等を活用した啓発活動を推進します。（再掲）

● **Goal 11 「住み続けられるまちづくりを」**

「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化に努めるとともに、「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を中心に、県、市町、県民及び事業者が一体となって、障害者等が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的な社会参加ができるまちづくりを推進する体制を整備します。（再掲）

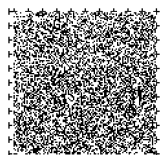


I 計画策定の経過

- 令和2(2020)年 6月24日 栃木県障害者施策推進審議会を開催
- 令和2(2020)年 8月 1日から8月31日
栃木県障害のある方の生活実態調査実施
- 令和2(2020)年10月12日 栃木県障害者施策推進審議会を開催
- 令和2(2020)年12月11日 栃木県障害者施策推進審議会を開催
- 令和2(2020)年12月25日から令和3(2021)年1月25日
県民意見募集(パブリック・コメント)を実施
- 令和3(2021)年 3月17日 栃木県障害者施策推進審議会を開催

II 栃木県障害者施策推進審議会委員名簿

畦上 恭彦 【会長】	国際医療福祉大学教授
星野 雄一 【副会長】	(地独) 栃木県立リハビリテーションセンター理事長
緒方 秀徳	宇都宮市保健福祉部長
加藤 有騎	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木障害者職業センター所長
粥見 美夏	公募
白井 新	(一財) 栃木県身体障害者福祉会連合会副会長
高澤 茂夫	(特非) 栃木県障害施設・事業協会副会長
田崎 英子	栃木県精神保健福祉会理事
玉木 朝子	栃木県難病団体連絡協議会顧問
土沢 薫	宇都宮共和大学准教授
新村 一男	(特非) 栃木県障害者スポーツ協会理事兼事務局長
前沢 孝通	(一財) 栃木県精神衛生協会理事
舩谷 卓志	栃木県特別支援学校教育振興会理事長
三浦 恵理	栃木県自閉症協会理事
三品 朋子	栃木県心身障害児者親の会連合会理事



Ⅲ 栃木県障害のある方の生活実態調査結果概要（令和2（2020）年度障害福祉課実施）

調査の概要

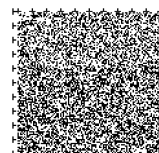
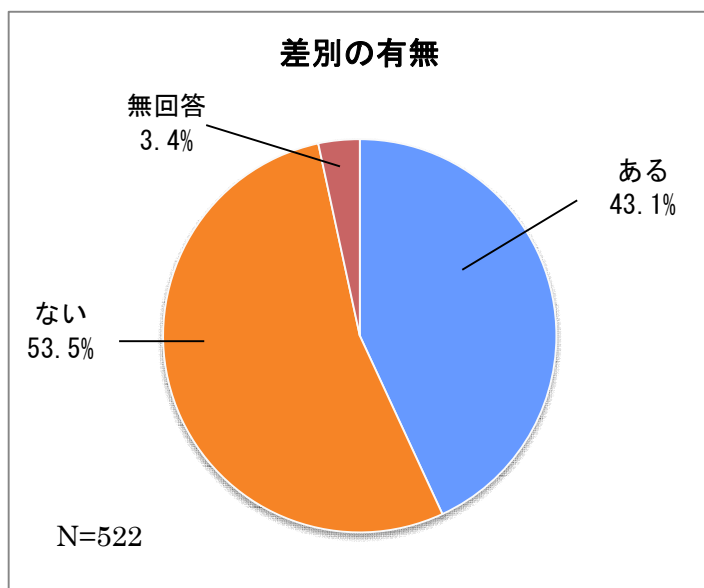
- ・調査目的；障害のある方の生活の実情や施策に対する意向等を把握し、次期障害者プランの策定や今後の障害保健福祉の推進に役立てることを目的として実施しました。
- ・調査内容；①あなたについて ②障害者差別について ③悩みについて ④相談先等について ⑤保育・療育・教育について ⑥就労について ⑦障害者スポーツについて ⑧災害対策について ⑨行政への要望 21項目
- ・調査対象者；身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び特定医療費（指定難病）受給者証所持者の中から無作為抽出
- ・配付数；1,100件
- ・調査方法；郵便にて配付・回収
- ・調査期間；令和2（2020）年8月3日から8月31日
- ・回答数；522件（回答率48%）

主な調査結果

1 差別の有無について

問 あなたは障害があることで、差別を受けたり嫌な思いをしたこと又はすることがありますか。

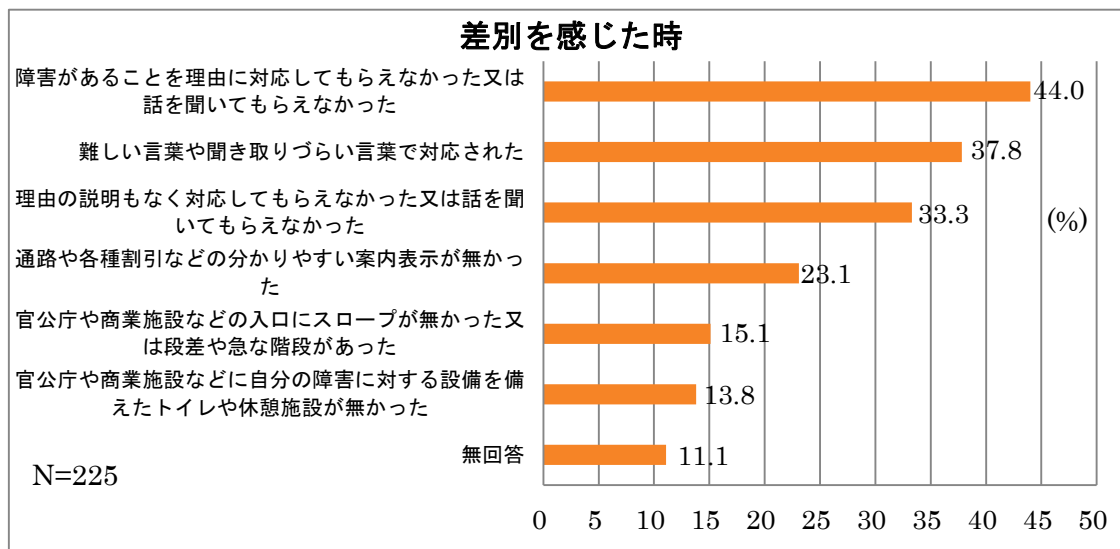
差別の有無については「ない」が53.5%、「ある」が43.1%となっています。



2 差別を感じた時

問 差別はどのような時に感じましたか。(3つまで選択)

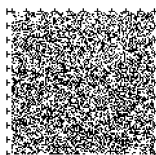
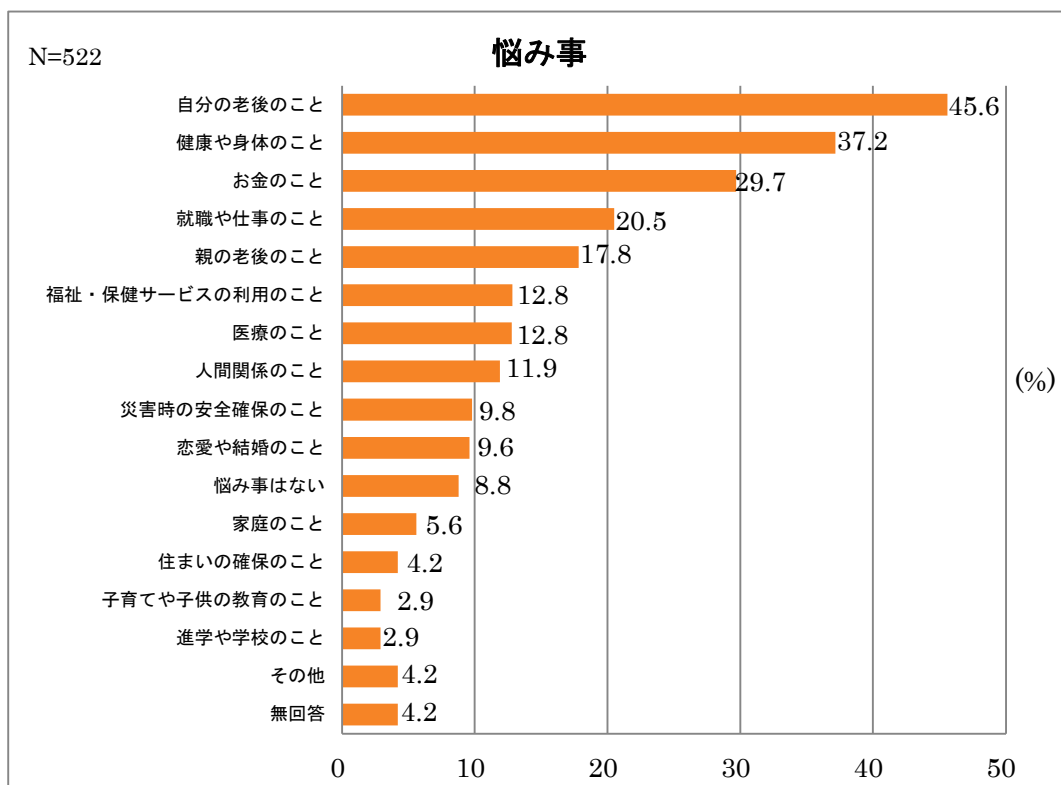
1で差別があると回答した方が、どのような時に差別を感じたかでは、「障害があることを理由に対応してもらえなかった又は話を聞いてもらえなかった」が44.0%で最も高くなっています。次いで「難しい言葉や聞き取りづらい言葉で対応された」の37.8%、「理由の説明もなく対応してもらえなかった又は話を聞いてもらえなかった」の33.3%、「通路や各種割引などの分かりやすい案内表示が無かった」の23.1%、「官公庁や商業施設などの入口にスロープが無かった又は段差や急な階段があった」の15.1%、「官公庁や商業施設などに自分の障害に対する設備を備えたトイレや休憩施設が無かった」の13.8%となっています。



3 悩み事について

問 現在、悩み事はありますか。(3つまで選択)

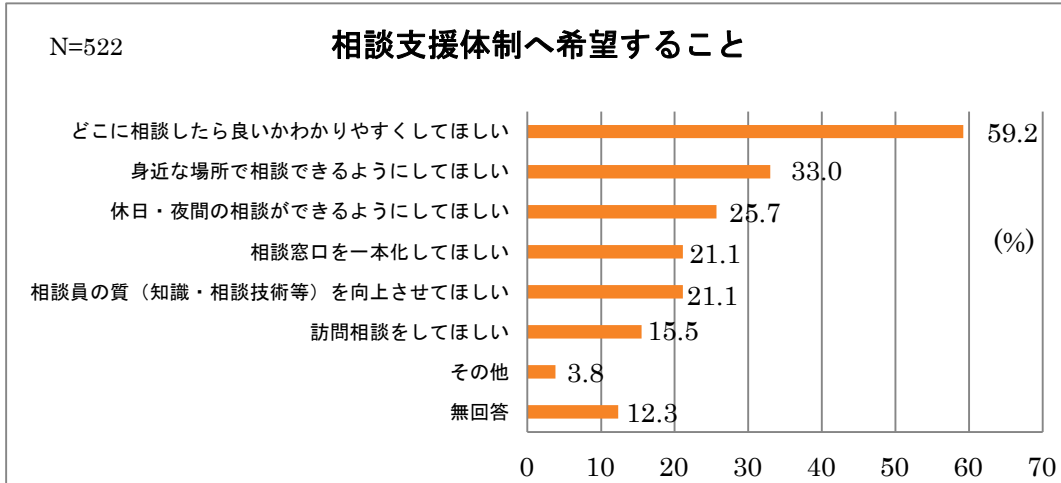
現在の悩み事としては「自分の老後のこと」が45.6%で第1位となっています。第2位は「健康や身体のこと」の37.2%、第3位は「お金のこと」の29.7%、第4位は「就労や仕事のこと」の20.5%、第5位は「親の老後のこと」の17.8%等と続いています。



4 相談支援体制へ希望すること

問 今後、福祉や生活に関する相談支援体制として、どのようなことを希望しますか。
(3 つまで選択)

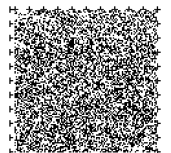
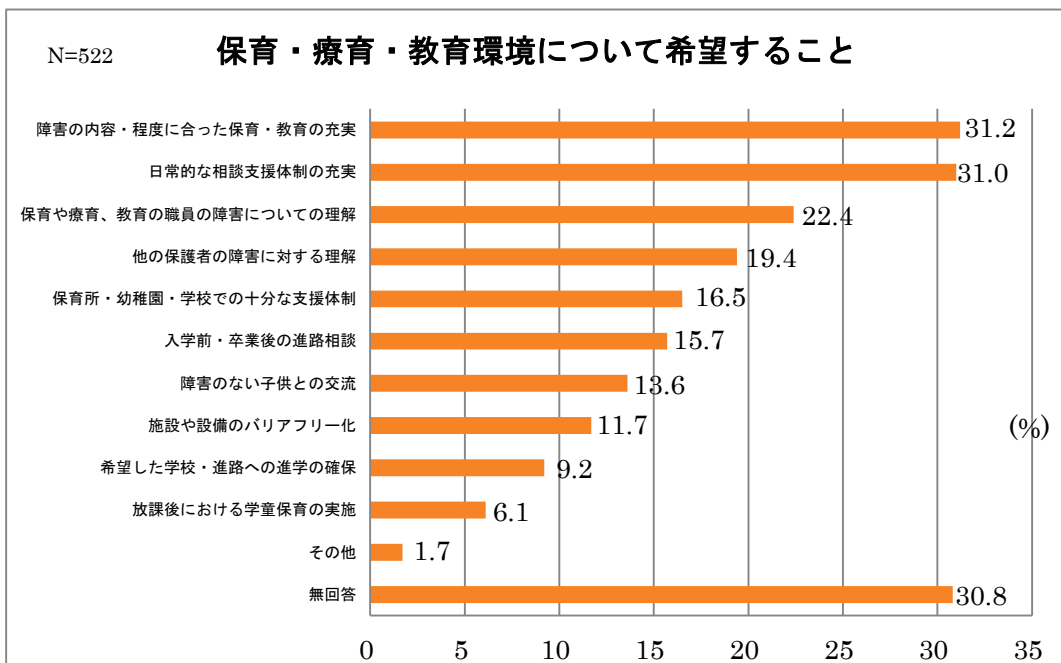
今後、相談支援体制として希望することの第1位は「どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしい」で59.2%となっています。第2位は「身近な場所で相談できるようにしてほしい」の33.0%、第3位は「休日・夜間の相談ができるようにしてほしい」の25.7%、第3位は「相談窓口を一本化してほしい」と「相談員の質を向上させてほしい」の21.1%と続いています。



5 保育・療育・教育環境について希望すること

問 障害のある子どもの保育・療育・教育環境について、今後希望することは何ですか。
(3 つまで選択)

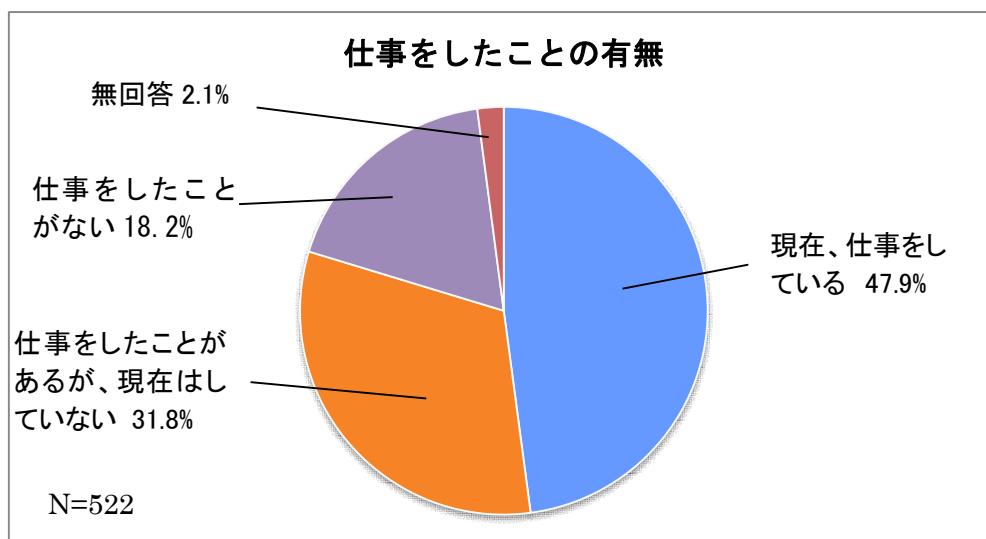
保育・療育・教育環境について希望することの第1位は「障害の内容・程度に合った保育・教育の充実」の31.2%、第2位は「日常的な相談支援体制の充実」の31.0%、第3位は「保育や療育、教育の職員の障害についての理解」の22.4%、第4位は「他の保護者の障害に対する理解」の19.4%、第5位は「保育園・幼稚園・学校での十分な支援体制」の16.5%等と続いています。



6 就労について

問 これまでに仕事をしたことがありますか。

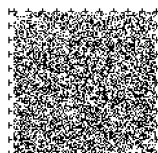
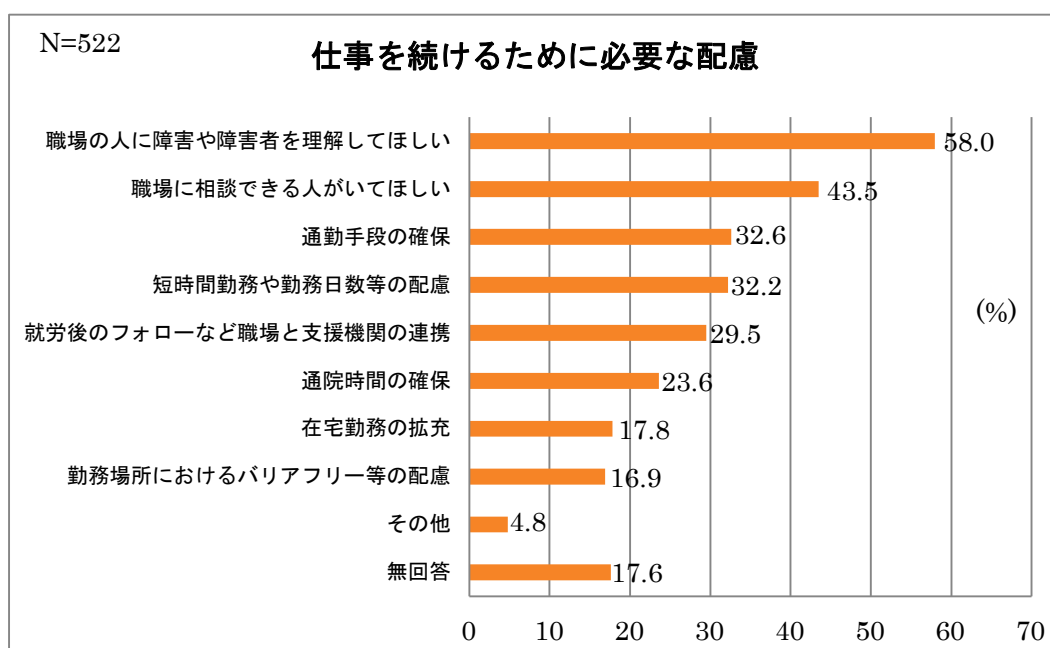
これまでに仕事をしたことがあるかについては、「現在、仕事をしている」が 47.9%で最も高くなっています。次いで「仕事をしたことがあるが、現在はしていない」が 31.8%、「仕事をしたことがない」の 18.2%となっています。



7 仕事を続けるために必要な配慮

問 仕事をする又は仕事を続けるためには、どのような配慮が必要だと思いますか。
(あてはまるものをすべて選択)

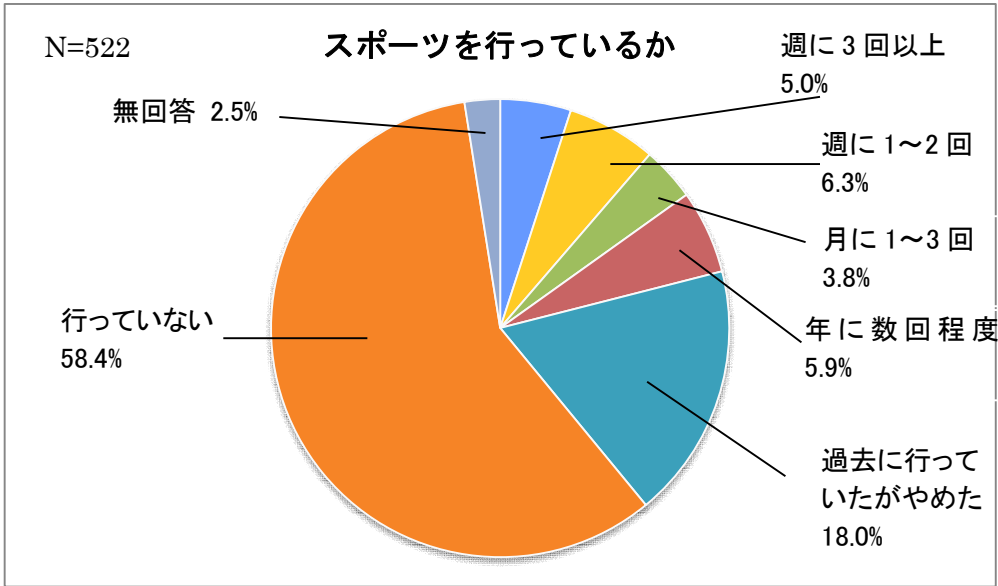
仕事を続けるために必要な配慮についての第1位は「職場の人たちに障害のことを理解してほしい」で 58.0%となっています。第2位は「職場に相談できる人がいてほしい」の 43.5%、第3位は「通勤手段の確保」の 32.6%、第4位は「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の 32.2%、第5位は「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の 29.5%等と続いています。



8 障害者スポーツについて

問 あなたはスポーツを行っていますか。

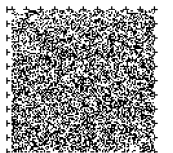
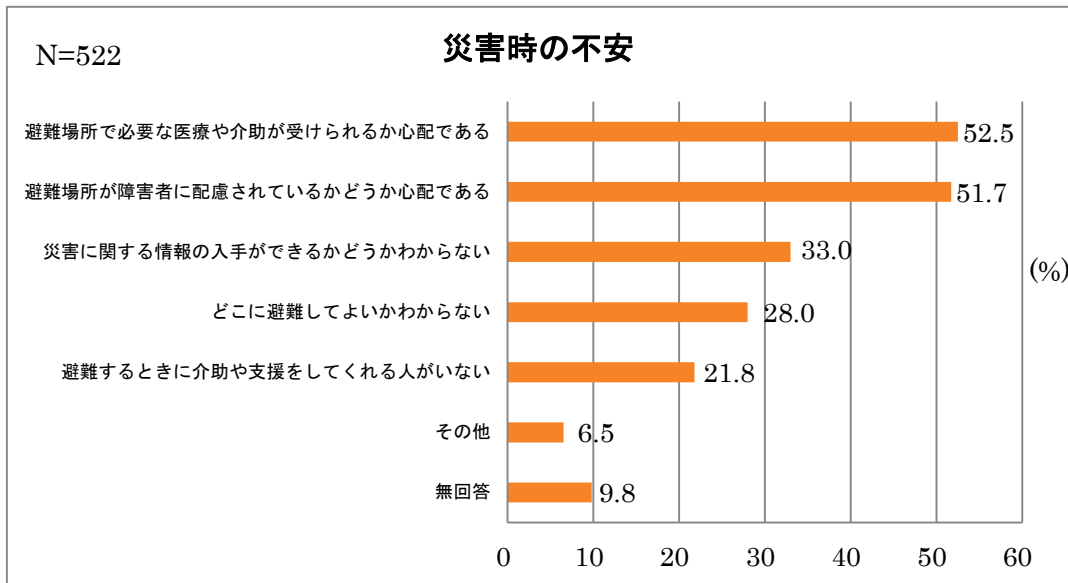
スポーツを行っているかについて「行っていない」が 58.4%と過半数を占めており、次いで「過去に行っていたがやめた」の 18.0%、「週に 1~2 回以上」の 6.3%、「年に数回程度」の 5.9%となっています。



9 災害時の不安について

問 地震や台風などの災害時に、どのようなことに心配や不安がありますか。
(3 つまで選択)

災害時における心配や不安の第 1 位は「避難場所で必要な医療が受けられるか心配である」で 52.5%となっています。第 2 位は「避難場所が障害者に配慮されているかどうか心配である」の 51.7%、第 3 位は「災害に関する情報の入手ができるかどうかわからない」の 33.0%、第 4 位は「どこに避難してよいかわからない」の 28.0%、第 5 位は「避難するときに介助や支援をしてくれる人がいない」の 21.8%と続いています。

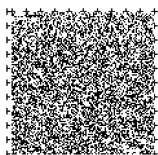


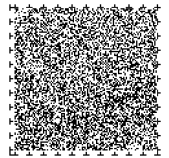
10 行政への要望について

問 行政や相談機関等への御意見・要望がありましたら自由に御記入ください(自由意見)

自由意見として、主に以下の意見をいただきました。

- ・ 経済的支援がほしい
- ・ 相談窓口を一本化してほしい
- ・ 手帳や医療費など各種申請を簡素化してほしい
- ・ グループホームや入所施設に入りたい時に入れるようにしてほしい
- ・ 地域によっては差別が残っているので、差別解消を推進してほしい
- ・ 通勤や通学でも福祉サービスを利用できるようにしてほしい





あ行

● 育成医療

身体に障害がある児童の健全な育成を図るため、障害児に対し行われる生活能力を得るために必要な医療です。

● 一般就労

一般企業との雇用契約に基づく就労をいい、労働基準法及び最低賃金法が適用されません。（「福祉的就労」参照）

● 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

● インフォーマルサービス

家族・親戚・近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式な援助のことです。一方、障害保健福祉制度や介護保険制度などの法律・制度に基づいて行われる公的なサービスは、フォーマルサービスといいます。

か行

● 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者、知的障害者、精神障害者等に関わる相談支援を総合的にを行います。市町又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

● グループホーム

障害者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

● ケアマネジメント

障害者の地域における生活を支援するため、支援を希望する障害者の意向を踏まえて、福祉、保健、医療のほか、教育、就労など幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

● 健康福祉センター

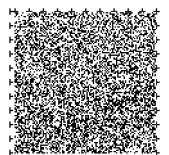
保健・医療・福祉サービスを一体的に提供するため、保健所と福祉事務所を統合した県の出先機関です。県内には5つの広域センター（県西、県東、県南、県北、安足）と4つの地域センター（今市、栃木、矢板、烏山）があります。

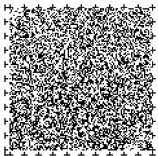
● 高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管疾患等の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害及び社会的行動障害（依存や退行、欲求や感情のコントロール、固執性、意欲・発動性、抑うつ）などの認知障害を呈する障害です。身体障害等を伴わない場合も多く、外見上はその障害が分かりにくいことから、周囲の理解が得られにくく、日常生活や社会生活上の困難を有します。

● 更生医療

身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体障害者に対し行われる日常生活活動の回復又は向上のための必要な医療です。





●合理的配慮

障害がある人にとっての社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物や慣行など）を取り除くために、障害がある人からの求めに応じた必要かつ適当な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

●こども発達支援センター

栃木県立リハビリテーションセンター内にある児童福祉法に基づく障害児通所支援施設です。こども発達支援センターでは、在宅の肢体不自由や発達障害等のある就学前のお子さんを対象に、親子通園による総合的な療育・リハビリテーションを行い、発達を支援しています。また、心身障害児の早期発見・早期療育システムの中核的機能を担い、検査、診断、助言、指導等を行っています。

●子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）

ひきこもり、ニート、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等の相談を受け付け、関係機関と連携して課題の解決を図る県の相談窓口です。

〒320-0055 栃木県宇都宮市下戸祭 2-3-3 電話 028-643-3422 FAX 028-643-3452

さ行

●児童相談所

児童福祉法に基づき、都道府県及び指定都市が設置する児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関です。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置され、児童に対する様々な問題に対応します。

●児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

●重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障害者（1級又は2級の身体障害者手帳所持者、知能指数35以下の知的障害者、3級又は4級の身体障害者手帳所持者で知能指数50以下の知的障害者）の医療費を助成する制度です。

●障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害者が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害者に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

●障害者権利擁護センター

障害者に対する虐待の防止等のために県が設置するものです。使用者による障害者虐待に関する通報等の受理や市町が行う措置の実施に関する市町間の連絡調整、権利擁護や虐待防止に関する啓発などを行います。

●障害者工賃向上計画

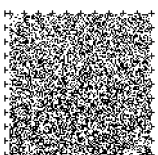
一般就労が困難な障害者の工賃の水準を向上させるため、関係機関や事業者団体の協力の下、より工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めるための計画です。

●障害者社会参加推進センター

障害者の社会参加に必要な情報の収集・提供など様々な社会参加促進施策を実施しています。

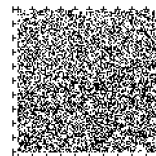
〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ

栃木県身体障害者団体連絡協議会内 電話 028-678-4401 FAX028-678-4401



●障害者就業・生活支援センター

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う機関で、雇用・福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及び日常生活に関する助言等を行います。



●障害者職業訓練コーディネーター

障害者に対する効果的な職業訓練を実施するために、個々の障害者の障害の状況や、地域における障害者の雇用ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、最も効果的な職業訓練カリキュラムをコーディネートする人です。

●障害者スポーツ指導員

障害者スポーツ指導員養成講習修了者で、地域での障害者スポーツの普及のための指導を行う人です。

●障害者総合相談所

身体障害、知的障害、発達障害及び高次脳機能障害に関する相談、判定、支援等を専門的かつ総合的に行う県の機関です。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 電話 028-623-7010 FAX 028-623-7255

●障害者相談支援協働コーディネーター

障害保健福祉圏域単位で連携・協力した相談支援体制を構築するため、地域の相談支援体制の充実、地域自立支援協議会の活性化等を図ることを目的に配置しています。

●障害福祉サービス

障害者総合支援法等に基づき、障害者が施設に入所したり、地域で生活するための支援を行う各種サービスであり、個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者の状況、本人の意思等）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

●小児慢性特定疾病医療費

小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、小児慢性児の家庭の負担軽減を図ることを目的として医療費の一部を助成します。

●自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関、団体、障害者やその家族、障害福祉サービス事業所や医療、教育、雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行う場で、自治体が単独又は共同で設置します。

●身体障害者手帳

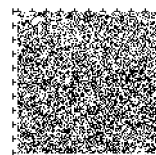
身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認するための手帳です。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級があります。

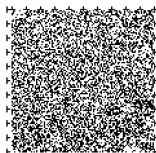
●精神科救急情報センター

精神科救急に関する相談を受け付け、精神科専門職員が適切なアドバイスを提供する電話相談窓口です。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき一定の精神状態にあることを認定して交付することで、交付を受けた者に対する各種支援の拡充を期待し、併せて精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とする手帳です。手帳の等級には、障害の程度により1級から3級があります。





●精神通院医療

精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害及び当該精神障害の治療に関連して生じた病態や当該精神障害の症状に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療

●精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者の福祉について、知識の普及や調査研究を行うとともに、複雑困難な相談及び指導を行う県の機関です。

〒329-1104 宇都宮市下岡本町 2145-13 電話 028-673-8785 FAX 028-673-6530

●成年後見制度

知的障害者や精神障害者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、代理権等が付与された成年後見人等が、財産管理や身上監護（医療契約、住居に関する契約、介護契約等）を行う制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状況になったときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

●セルフ

セルフ（SELP）とは、働く意欲がありながら、障害などの理由により一般の企業に就職することが難しい人々のために、働く機会や訓練の場を提供している福祉施設のことです。自助自立を意味する英語「SELF-HELP」からの造語であり、ハンデに負けず社会自立を果たそうとする人たちの決意がこの言葉には込められています。

●全国障害者スポーツ大会

障害者がスポーツ大会に参加し、スポーツを楽しむことをはじめ、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を推進することを目的とした大会で、毎年、国民体育大会のあと、同じ開催地で行われ、都道府県や指定都市から選考された選手が参加します。令和4（2022）年には、栃木県において、全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）が開催されます。

●相談支援専門員

ケアマネジメント（「ケアマネジメント」参照）の手法を用いて、障害者等の幅広い相談に応じ、本人や家族が希望する生活の実現のための助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、適切な福祉サービスの提供が行われるための根拠となるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行う人です。また、個別支援から地域課題を抽出し、地域自立支援協議会（「自立支援協議会」参照）等を活用して社会資源の開発・改良を提言、実践する役割も担っています。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員（一定の実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件）を置く必要があります。

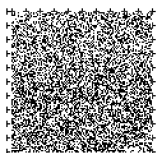
た行

●第三者評価

社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、福祉サービスの質の向上を図る制度です。評価結果は原則として公表され、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となります。

●地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。



●地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるために設置されている支援機関です。

栃木県地域生活定着支援センター

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2 階

電話 028-666-4603 FAX 028-666-4604

●特定医療費

治療が極めて困難で、医療費も高額となる指定難病の患者の負担軽減を図るとともに、患者の病状や治療状況を把握し、治療研究を推進することを目的として医療費の一部を助成します。

●特別支援学校

学校教育法に基づき、比較的重い障害のある幼児、児童、生徒を対象に、一人一人の障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校です。

●とちぎアートサポートセンターTAM（タム）

那珂川町にある「もうひとつの美術館」内に、「とちぎアートサポートセンターTAM」（障害者芸術文化活動支援センター）を設置し、障害者の創作活動・表現行為に関する相談支援やネットワークづくり、研修や現場体験プログラム等を通じた人材育成に取り組んでいます。

とちぎアートサポートセンターTAM

〒324-0618 那須郡那珂川町小口 1181-2 もうひとつの美術館内

電話・FAX 0287-92-8088

●栃木県障害者差別解消推進条例

障害者差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現を図るため、栃木県障害者差別解消推進条例を平成 28(2016)年 4 月に施行しています。

●とちぎ子ども医療センター

本県における小児の高度な専門医療機能を備えた子どものための病院です。自治医科大学附属病院と獨協医科大学病院に設置されています。

●とちぎ視聴覚障害者情報センター

点字図書館と聴覚情報提供施設の機能を併せ持つ機関です。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

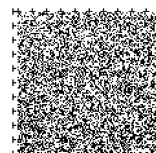
電話 028-621-6208 FAX 028-621-5298

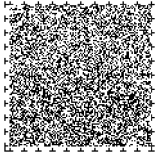
●とちぎジョブモール

若年者をはじめ、中高年齢者や障害のある方など、様々な求職者の方に対し、栃木労働局と連携して、就職活動に向けての様々な相談や個々の能力や特性を踏まえたキャリアカウンセリング、職業相談から職場定着までをワンストップで支援する、栃木県が運営する総合的就労支援機関です。

〒321-0964 宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDX 宇都宮ビル 1 階

電話 028-623-3226 FAX 028-623-3236





●とちぎセルフセンター

福祉施設で働く障害者の自立と社会参加を推進するために、セルフ商品（福祉施設が提供する製品やサービス。「セルフ」参照）の共同受発注、販路拡大、調査研究等に取り組んでいる事業団体です。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3 階
電話 028-622-0433 FAX028-622-5788

●とちぎナイスハートバザール

福祉施設の取組や提供される商品について、県民の理解促進を図り障害者の工賃向上に寄与することを目的として、商品の展示即売や施設の取組事例等を紹介するイベントです。

●とちぎ歯の健康センター

心身障害者の診療のほか、地域の健康教室等での歯科相談、幼稚園・保育園等での歯科相談や歯科保健指導、歯科診療バスを利用したへき地の巡回診療や福祉施設などの巡回歯科相談・指導などを行っています。

〒320-0047 宇都宮市一の沢 2-2-5 電話 028-648-6480 FAX 028-648-6483

●とちぎユニバーサル農業

食と農の多彩な効用を促進し、誰もが農業に取り組める環境づくりや県民の元気づくりを図ることにより、より多くの県民が「農」に親しむことを通じて農業・農村の理解促進と社会的価値の向上を図ろうとするものです。

●栃木県立リハビリテーションセンター

障害のある方の自立と社会参加の促進を目的とした機関で、病院、福祉施設、相談・判定機関などで構成される複合施設です。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 電話 028-623-6101（代表） FAX 028-623-6151

な行

●難病相談支援センター

難病患者及びその家族に対して、療養上又は日常生活上の悩みや不安などを解消するために、電話や面接による相談に応じています。また、患者会などの交流促進や日常生活用具の展示を行っています。

●日常生活自立支援事業

知的障害や精神障害、認知症などで判断能力を十分に発揮できない人の福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理サービス等を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業です。本県では、「とちぎ権利擁護センター あすてらす」が実施しています。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3 階
（福）栃木県社会福祉協議会内 「とちぎ権利擁護センター あすてらす」
電話 028-621-1234 FAX 028-621-5298

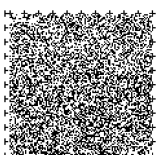
●日常生活用具

障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具です。市町が必要と認める日常生活用具を給付・貸与します。

は行

●発達障害

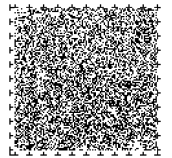
中枢神経系の異常によって高次の精神機能に生じる障害です。発達障害者支援法では、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと規定されており、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などが含まれます。



●発達障害者支援センター

発達障害児・者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。本県では、障害者総合相談所に発達障害者支援センター「ふぉーゆう」が設置されています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 電話 028-623-6111 FAX 028-623-7255



●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

●ピアサポート

ピアとは、「同じ立場にある仲間」を意味します。ピアサポートとは、同じ立場にある・同じ課題に直面している仲間として支えあうことです。

●避難行動要支援者

障害者や要介護高齢者など災害発生時等に自ら避難することが困難であって、特に支援を必要とする方については、従来「災害時要援護者」等と呼ばれていましたが、東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成 25（2013）年 6 月に一部改正された災害対策基本法において、「避難行動要支援者」の名称に統一されました。また、市町に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたことにより、当該名簿の活用により実行性のある避難支援を行うことが求められています。

●福祉人材・研修センター

福祉人材センターは、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉従事者の確保を目的として都道府県に 1 か所設置されており、栃木県においては、研修部門を併せ持つ「福祉・人材研修センター」として（福）栃木県社会福祉協議会に設置されています。

●福祉的就労

一般就労への移行に向けた支援を行う福祉施設等での就労をいい、福祉的支援（障害福祉サービス等）のある環境で仕事を行うことにより、就労意欲や自信を育みます。

●福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことです。

●ペアレント・プログラム

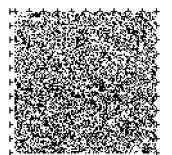
発達障害やその疑いのある子どもの保護者等、子育てに困難を感じる保護者が子どもの行動の客観的な捉え方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的として開発されたグループ・プログラムです。

●保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

●放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。



●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、事業主に対してその雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

●補装具

障害者が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具を言います。補装具の購入等に要した費用（基準額）から、所得に応じた自己負担額を差し引いた額を補装具費として市町から支給されます。

や行

●優先調達

福祉施設や在宅で働く障害者の経済面の自立を進めるため、国や自治体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、福祉施設等から優先的・積極的に購入することを推進することです。

●ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方です。

●要支援者

災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮が必要な人です（災害対策基本法第8条第2項第15号）。

ら行

●療育手帳

知的障害児・者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付する手帳です。その呼称は自治体によって異なり、「みどりの手帳」、「愛の手帳」といった名称も用いられています。

